

# 令和4年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和4年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和4年第3回定例会記録				
招集年月日	令和4年9月6日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和4年9月6日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和4年9月6日 午後 3時56分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	川 口 弘 治
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長 補 佐	川 口 邦 彦	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	事務局 主幹	木村 英樹		
町長提出議案の題目	1	報告第 5号	令和3年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
	2	報告第 6号	令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について	
	3	諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	4	諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	5	諮問第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	6	議案第 56号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第 57号	令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について	
	8	議案第 58号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第 59号	木ノ下小学校空調設備整備工事、機械設備請負契約の締結について	
	10	議案第 60号	令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について	
	11	議案第 61号	令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
	12	議案第 62号	令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	
	13	議案第 63号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
	14	議案第 64号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	
	15	議案第 65号	令和4年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
	16	議案第 66号	令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
	17	議案第 67号	令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について	
	18	認定第 1号	令和3年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	19	認定第 2号	令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	20	認定第 3号	令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	21	認定第 4号	令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	22	認定第 5号	令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	23	認定第 6号	令和3年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	24	認定第 7号	令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	25	認定第 8号	令和3年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

議員提出 議案の題目	26 発委第 3号	オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
	27 発委第 4号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について
	28 発委第 5号	おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則の制定について
	29 発委第 6号	おいらせ町議会オンライン委員会等運営要綱の制定について
	30 発委第 7号	おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
	開 議	午前10時00分
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	1 2 番	柏 崎 利 信 議 員
	1 3 番	西 館 芳 信 議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話やスマートフォンの電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>久保田優治税務課長が欠席のため、川口邦彦課長補佐が代理出席するとの申し出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開議時刻 午前10時00分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>昨日に引き続き、6席14番、松林義光議員の一般質問を許します。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
質疑	14番 (松林義光君)	<p>おはようございます。</p> <p>私が一般質問を通告しております選挙関係、10年前にもこの場で一般質問をしております。そのときの選管の委員長は、相坂委員長であります。このたびは組織替えがありまして、新しく田中委員長が就任されております。聞くと、私の高校の後輩だそうであります。どうか先輩の顔を立てて、私が期待するような答弁を心からお願いを申し上げたいと思います。歯切れのよい田中委員長だそうですので、私は期待をしながら質問をしたいと思います。</p>

答弁	西館議長	<p>早速一般質問に入ります。選挙関係でありますけども、(1)期日前投票所を増設するためのハードルは何なのかお伺いいたします。</p> <p>選挙管理委員長。</p>
質疑	選挙管理委員長 (田中直喜君)	<p>初めて出席した議会で、答弁の機会をいただきました。不慣れではありますが、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、6席14番松林義光議員のご質問にお答えします。</p> <p>期日前投票所の増設については、これまでも幾度となく議会でご意見やご要望をいただいております、前委員長も課題となる部分を答弁申し上げておりましたが、増設に伴い経費が増えること、投票所に配置する人的な体制の確保の2つが挙げられます。</p> <p>以上で答弁終わります。</p>
	西館議員	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>今2点のハードルを上げました。経費の問題、それから人的な問題、前にもそのような答弁でありました。期日前投票、先般の町長選挙、有権者数が2万698名、投票者数が3,368名であります。そして町長選挙、65%に投票者を見た場合、投票数残りは1万85票であります。この方々が当日投票するわけであります。そんなに多くは、私はないと思います。</p> <p>そして、北部地区の投票率を見ますと、前回町長選挙第3投票区木ノ下ふれあい館60.77%、10区鶉久保地区農業構造改善センター53.17%であります。そして古間木山集会所55.4%、おいらせ町北公民館55.38%、総務課長もご承知のとおり、北部地区、軒並み低投票率であります。人口は増えていますよ。関心がないのか。私どもが行かなくても、町政は心配ないという考えなのか分かりませんが、結果的には50%前後であります。</p> <p>そういうことを考えて、ハードルは分かりますけども、私はもう一度あらゆる角度から検討してもらいたい。それも前向きに検討してもらいたいと、こう思います。もう一度答弁をお願いいたします。</p>
	西館議長	総務課長。

答弁	選挙管理委員会 事務局長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>次の質問にも絡みますが、その際は委員長から答弁させますが、前回の議会、それからこれまでの議会でも、様々ご意見等いただいております。それらを踏まえまして、組織替え後の選挙管理委員会でも、今後の方向性等確認しているところでございます。</p> <p>来年の春の統一地方選挙のときから、増設する方向で現在作業を進めているところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>分かりました。</p> <p>次(2)で、委員長が答弁をすると、総務課長の話であります。</p> <p>それでは、人口が増え続けている北部地区に、期日前投票所を増設する考えがあるのかどうかお伺いいたします。</p>
答弁	西館議長  選挙管理委員長 (田中直喜君)	<p>選挙管理委員長。</p> <p>お答えします。</p> <p>期日前投票所の増設については、これまでの議会での議論がありますし、本年3月定例会においても、松林議員を含め、数名の議員からご意見・ご要望があり、前向きに検討していく旨、答弁申し上げておりました。</p> <p>これらのご意見等を真摯に受け止め、現在の委員会の体制で、実現に向けて、本格的な調整作業を進めているところです。</p> <p>以上、終わります。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>私が期待した選管の委員長であります。本当に心の広い選管の委員長だなど、こう思っております。今の答弁は、私は検討ではない。前向きにやるんだと。選管の委員会で、そういう話し合いを、議論をしているんだと、そう受け止めました。もう一度、そこをもう一度お願いします。そのように受け止めて、結構ですか。</p>

答弁	西館議長	選管事務局長。
	選挙管理委員会 事務局長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど来申し上げておりますが、時期としましては、来年度の統一地方選挙のときからということで、具体的な作業を今進めているところであります。</p> <p>場所につきましても、北公民館に1カ所、それから現在中央公民館で期日前投票所を設けておりますが、それをイオンショッピングセンターに移設する形で、都合2カ所で具体的な作業を調整しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>質問したかいはあったと、こう思って、大いに期待をして、4月の選挙を待ちたいと思います。</p> <p>そして(3)、現在県下で、投票時間を繰り上げて実施している市町村はあるのか。あるとすれば、その市町村名をお知らせ願いたいと思います。</p>
答弁	西館議長	選管委員長。
	選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)	<p>お答えします。</p> <p>事務局で県内全市町村から聞き取りをいたしました。当町では豊栄地区の投票所で、閉鎖時刻の繰り上げを実施しておりますが、このように一部の投票所を対象とした閉鎖時刻の繰り上げは、多くの市町村が実施しており、全体の約半数となっております。</p> <p>一方、全ての投票所を対象とした閉鎖時刻の繰り上げですが、国政選挙や知事選挙、県議会選挙では実例がなく、町村長や町村議会議員選挙のみで、4つの町村で実施しております。南部町、今別町、蓬田村、田舎館村となっております。</p> <p>以上で答弁終わります。</p>
	西館議長	14番。



質疑	14番 (松林義光君)	<p>分かりました。また後ほどこの件について、質問したいと思えます。</p> <p>(4)、今回の町長選挙及び前回の町議会議員選挙の6時から8時までの投票率及び投票者数を教えてもらいたいと思います。併せて、その投票者数をどのように捉えているのかお伺いいたします。</p>
答弁	西館議長  選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)	<p>選管委員長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、本年2月27日執行の町長選挙の状況です。当日の投票所における18時から20時までの投票者数は500人で、有権者数に対する投票率は2.4%、参考まで、当日の投票者数に占める割合は5.0%です。</p> <p>次に、平成31年4月21日執行の町議会議員選挙の状況です。当日の投票所における18時から20時までの投票者数は827人、有権者数に対する投票率は4.1%、当日の投票者に占める割合は8.7%です。</p> <p>割合だけで見ますと、当日の投票者のうち約95%近くが、18時までに投票を済ませていることとなりますが、人数で見ると、500人以上の有権者が18時以降に投票しており、投票の機会の提供につながっていると捉えております。</p> <p>以上で終わります。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>分かりました。</p> <p>では、(5)に行きます。公職選挙法第40条第2項で、繰り上げ投票するときは市町村の議会の議員、または長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選管に届け出なければならぬと明記されております。</p> <p>一方、議会議員、長の選挙にあつては、届け出る義務がないので、当町の選管の判断で繰り上げ投票は可能とは私は思いますが、いかがなものでしょうか。</p>
	西館議長	選管委員長。

答弁	選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)	<p>お答えします。</p> <p>公職選挙法第40条に、投票所の開閉時間の取り扱いが規定されております。</p> <p>第2項は、議員ご質問のとおりであります。第1項に繰り上げできる要件が定められており、投票の便宜のため、必要があると認められる特別な事情がある場合、または投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合と明記されております。</p> <p>当委員会が、投票所の閉鎖時刻の繰り上げを判断する際も、このことに該当することが必要とされます。</p> <p>以上で答弁終わります。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>次に(6)、投票立会人は13時間拘束されますが、容易に確保ができていますのか、お伺いいたします。</p>
答弁	西館議長  選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)	<p>選管委員長。</p> <p>お答えします。</p> <p>投票立会人については、毎年度、公募により立会人従事可能者を登録しており、その登録者をもとに、選挙執行の都度、選任調整をしております。</p> <p>登録者数は、約50人となっており、期日前投票分は比較的容易に確保できますが、投票日当日分は20カ所の投票所へ3人ずつ配置することから、登録者だけでは不足するため、町内会長等に選任をお願いするなどして、必要人員を確保しております。</p> <p>以上で答弁終わります。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>登録者数50人は登録していると。その中でやりくりしているけども、当日の選挙、確保するにはなかなか容易ではないという答弁であります。</p> <p>いろいろ聞きました。最後に、選挙の投票時間を2時間繰り上げ、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)</p>	<p>実施すべきであると、これが私の考えであります、選管委員長の考えをお伺いします。</p> <p>まずその前に、ハードルも言いました、経費がかかる。しかしながら、県下において、実際繰り上げ投票を実施している町村が、南部町を初め、田舎館村ですか。4カ所が実在していると。やればできるんだと、私はこのように思います。</p> <p>先ほど、6時から8時までの投票者数、投票率ありました。500人の2.4%とか、827人の4.1%ですか。6時から8時までの間に投票していると。時間を決めれば、それに合わせて来る方も結構いるんです。昔、旧下田町にありました。6時1分前に会場に行く方は、もう名前は知れていました。必ずいるんです。</p> <p>私はお金をかけて、6時から8時まで投票時間を設定する必要はないと。私は前々からこう思っております。時間を決めれば、それに合わせて、私は来ると思います。</p> <p>今回、先ほど選管委員長、総務課長の話によりますと、期日前投票所、北部地区に考えてみたい。考えてやろうじゃないかという考えに立っているようであります。期日前投票所を設けたからといって、北部地区の投票率が伸びるか、そう思うかと言われても、私は自信を持って、投票率アップしますよと、そういうことはお答えできません。できませんけれども、やはり投票率アップのために、いろいろな施策を講じるべきであると私は思います。</p> <p>ですから、その一環として、私は選挙投票時間を1時間、2時間繰り上げて従事すべきであると、こう思いますけれども、選管の委員長の考えを最後にお聞きしたいと思えます。</p> <p>選挙管理委員会委員長。</p> <p>その前に、選挙の投票時間を2時間の質問ですが、お答えします。質問項目の(5)で答弁申し上げましたが、当日の投票所の閉鎖時刻を繰り上げできる要件として、投票の便宜のため、必要があると認められる特別な事情がある場合、または投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合と公職選挙法に規定されております。</p> <p>一部の投票所であれば、地域的な事情を考慮できますが、全ての投票所となれば、町内全域に適用できる相応の合理的な理由が必要</p>
-----------	---	--

質疑	西館議長	<p>となりますので、これまでどおり、一部の投票所に限定した取り扱いになると考えております。</p> <p>松林議員の意見も大変参考になりましたけれども、以上のようなことです。以上で答弁終わります。</p>
質疑	14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>それ以上は追及は、今日はしないで終わりたいと思います。</p> <p>総務課長、1つだけお伺いしますけども、先ほど南部町ですか、が実施していると。どういう理由で、南部町は実施しているのか分かりましたらお聞きしたいと思います。</p>
答弁	西館議長  選挙管理委員会 事務局長 (成田光寿君)	<p>選挙管理委員会事務局長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県内全市町村に確認いたしました。その中で、4つの町村で実施しているということです。ただし、地元の町長選挙、それから町村議会選挙のみということではありますが、その繰り上げの理由までは確認してございません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>機会がありましたら、せっかくやっているんですから、やっぱりやる根拠が、南部町でも4町村が実施していると、委員長の答弁でありますから、機会がありましたら、どういう根拠で繰り上げ投票を行っているのか、お聞きしていただきたいと。そういう機会がありましたら、お願いをしたいと思います。</p> <p>後輩の選管の委員長、どうも答弁ありがとうございました。</p> <p>続きまして、2番目に入ります。八戸野辺地線交通安全施設整備事業についてお伺いいたします。</p> <p>これは県の主幹路線であります。しかしながら、地域住民が知りたいような話が結構あります。ですから、事業概要をお知らせ願いたいと思います。</p>

答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 事業概要は、氣比神社カーブ付近の延長595メートルについて、歩道幅員を1メートルから2.5メートルに拡幅するとともに、車道幅員を6メートルから7.5メートルに改良するものであります。 事業期間について県に確認したところ、平成30年度から令和2年度までに測量設計及び用地測量が完了し、令和3年度以降は用地買収及び移転補償等を行い、用地買収等完了後、工事を行う予定であります。完了時期については未定とのことであります。 以上です。
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	14番。  氣比神社の付近を、道路ですか。拡幅をすると。 それで、歩道は、これはまた新たに、今も歩道ありますけれども、新たに歩道も整備すると考えていいのか。 それと、ちらっと話を聞きますと、この農協に向かっていくほうは、木ノ下墓地の手前で終わるような話もあります。そこで終了して、それ以降、農協、ガソリンスタンド、前は、これは、整備はする予定はないと。これは町の事業ではありませんから、課長は責任ある答弁はできないと思いますけれども、それ以降については、もしお分かりだったらお知らせ願いたいと思います。
答弁	西館議長  地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	地域整備課長。  お答えいたします。 1点目の歩道の新たな整備ということのお話でございましたが、今回の事業につきましては、歩道と道路改良を一緒にセットで行うということで、歩道を広げながら、道路の今、急なカーブになっていきますが、そのカーブを緩やかに改良しながら、場所とすれば木ノ下神社のところまで整備するという内容になっております。 2つ目の木ノ下墓地から南側の状況ですが、当町としますと、県に、引き続き歩道整備を、整備するような形で要望は上げてございます。

質疑	西館議長	<p>県からお話聞いたところ、現在氣比神社のところが事業として完了した後に、その南側の歩道整備等を検討なり、進めたいということのお話で伺っておりました。</p> <p>以上になります。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>今の3年度以降ですか、用地買収。それから移転補償を行うということで、何年度終了というのは、答弁がありませんでしたけれども、町長、せっかく県でお金出すんですから、私は県のお金を有効に活用すべきであると、こう思っております。</p> <p>ですから、今課長が言いました南方向、農協、ガソリンスタンドの方向、歩道はありません。全くありません。ですから、町長の力で、やはりこの整備を進捗、進めていくんだという考えで、県に私は強く要望すべきであると、こう思います。答弁をお願いします。</p>
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>歩道整備、あるいは排水路整備につきましては、あの区間だけでなく、町内あらゆるところに県道に面した歩道の拡幅、あるいは側溝と言うんですか。排水路の整備と要望がありますので、それらを含め、この部分つきましても、歩道整備あるいは道路改良が終わったら、引き続きその予算の分配をできるだけおいらせ町の県道に、整備に回してほしいという要望は強くしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>町長の行動に期待をしたいと思います。</p> <p>それでは、せっかく質問を通告しておりますので、(2)に入ります。起点はどこで、終点はどこなのかお伺いします。</p>
	西館議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 起点は、木ノ下墓地付近から、終点は、氣比神社北側までの地点となります。 以上です。
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	14番。  (3)、地権者全員の用地買収、移転補償は終了しているのかということですが、3年度以降ですから、もう年度が始まっております。 答弁をお願いしたいと思います。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 用地買収の状況について県に確認しましたところ、用地及び補償の対象件数は23件であり、うち今年8月末時点で完了した件数は1件、交渉中は6件、残りの16件は、次年度以降交渉を進めていくとのことであり、完了時期についても、先ほど答弁したとおり、未定ということであります。
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	14番。  用地買収、移転補償、これからであると。この用地買収、移転補償、なかなか厳しいと思います。恐らく県からも、町に要請があろうかと思います。その際は、厳しいでしょうけれども、ご協力をお願いできればなど、こう思います。 それでは、次には教育関係に入ります。 文科省は小学校1学級当たりの上限人数を引き下げ、全学年を35人とする方針を固め、2021年度から5年かけ、学年ごとの段階的に実施すると新聞報道されています。 現在、どのようにこの問題が進展しているのか。また、1学年35人学級が実現したときは、小学校の教室不足が出てくる可能性があるのかどうかお伺いいたします。

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県下一般ですけれども、当町でも、青森県の弾力的な学級編制により、小学校1年生から6年生、中学校1年生までです。33人の少人数学級制を現在実施しております。もう既に33人で学級編成をしているということです。</p> <p>よって、国の1学年35人学級が、全ての小学校の学年に適用される令和7年度において、教室の不足による校舎の増築が必要となる小学校はないものと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>教育長の答弁は、小学校1年生から小学校6年生、中学校1年生、33人学級編成で、もう実際行っているということでもあります。</p> <p>それで、令和7年ですか、になっても、教室不足は生じないという答弁であります。分かりました。</p> <p>たまたまうちの保育園、今卒園する子どもが45、6人おります。ですから、その点も心配だったものですから、併せて聞いたわけですが、そのデータも当然教育委員会ではとっていると思います。その上での答弁であろうかと思しますので、その点については、教育長の答弁を信じて、私の一般質問は終わりたいと思います。</p> <p>ある議員と30分の約束をしましたから、ちょうど30分になりました。これで終わりたいと思います。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>これで、14番、松林義光議員の一般質問を終わります。</p> <p>日程第2、報告第5号、令和3年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、報告第5号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ、2ページ、資料につきましては、別冊の緑の表紙になっておりますおいらせ町決算報告書、主要施策の成果、そ</p>



	ちらの171ページから174ページになります。
--	-------------------------

	<p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものです。</p> <p>結果からご説明いたしますと、議案書の2ページに記載しておりますように、1、健全化判断比率の4指標につきましては、いずれも括弧にて表記しております早期健全化基準に該当しませんでした。</p> <p>次に2、資金不足比率につきましては、3会計、いずれも括弧に表記しております健全化基準に該当しませんでした。</p> <p>それでは、各指標についてご説明いたします。別冊の決算報告書、主要施策のページは、172ページになります。こちらで、3、健全化判断比率算定の説明をします。</p> <p>初めに、(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率についてです。この指標は、地方公共団体の一般会計並びに会計全体の赤字の深刻度を示す指標です。</p> <p>まず、実質赤字比率ですが、表の上から3段目の(A) 一般会計等実質収支額の令和3年度が、2億9,602万2,000円の黒字決算となりましたので、表の二重線の枠で囲みました令和3年度の実質赤字比率としては、数値なしとなりました。</p> <p>また、連結実質赤字比率ですが、表の下から2段目の(D) 連結実質収支額の令和3年度が、13億8,724万2,000円の黒字決算となりましたので、表の二重線の枠で囲みました令和3年度の連結実質赤字比率としましては、数値なしとなりました。</p> <p>次は、同じページ下段の(2) 実質公債費比率についてです。実質公債費比率は、町が借り入れた資金の返済につきまして、町の一般会計等が負担している大きさを示す指標です。</p> <p>この指標は、過去3カ年平均で算定するもので、今回ご報告する数値は、表の二重線の枠で囲みました令和3年度の10.8%となります。前年度に報告した数値と比較しまして、0.3ポイントの減となっております。</p> <p>なお、令和3年度単年度の実質公債費比率につきましては、10.</p>
--	---

	<p>0.9215%と、前年度と比較し、およそ1.0ポイントの減となっております。</p> <p>数値が下降した主な要因は、表の右側、増減の欄を参照しますと、表の一番下に記載しております(G)標準財政規模が、指標算定における分母に関係しますが、こちらが普通交付税等の一般財源増加に伴い、標準財政規模が3億2,444万8,000円増加した結果、算定した比率が下降したものです。</p> <p>次に、173ページをご覧ください。</p> <p>(3) 将来負担比率についてです。将来負担比率は、町の一般会計等が将来負担する負債の大きさを示す指標で、今回ご報告する数値は、正式には数値なしとなりますが、算定上は、表の二重線で囲みました令和3年度のマイナス16.7%となります。前年度と比較しまして、20.7ポイントの減となっております。</p> <p>数値が下降した主な要因は、表の右側、増減の欄を参照しますと、表の上から3段目の①地方債現在高が5億8,585万5,000円減少したことが寄与し、その上の欄の(A)将来負担額が9億6,195万6,000円減少したためです。</p> <p>なお、令和3年度の(A)将来負担額156億69万円が、表の下段に示してあります(B)充当可能財源等165億9,496万3,000円を下回った結果、算定結果がマイナスとなるものです。</p> <p>次に、174ページをご覧ください。</p> <p>4、資金不足比率算定の説明になります。</p> <p>(1) 病院事業会計は、表の令和3年度中、①流動資産額9億9,734万1,000円から、②流動負債額7,662万3,000円を差し引いた(A)資金剰余額が9億2,071万8,000円となり、資金不足がないため、資金不足比率としての数値はなしとなります。</p> <p>次に、(2) 公共下水道事業特別会計は、表の令和3年度中、①歳入総額10億3,595万4,000円から、②歳出総額10億2,218万6,000円を差し引いた(A)資金剰余額が1,376万8,000円となり、資金不足がないため、資金不足比率としての数値はなしとなります。</p> <p>次に、(3) 農業集落排水事業特別会計は、表の令和3年度中、①歳入総額1億3,655万1,000円から、②歳出総額1億3,365万円を差し引いた(A)資金剰余額が290万1,000円とな</p>
--	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>り、資金不足がないため、資金不足比率としての数値はなしとなります。</p> <p>ただいまご説明しました健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、各指標とも良好に推移しておりますが、これらは赤字と負債のみの状況を示すものとなっております。財政状況を把握するために、さらに他の情報が必要になります。</p> <p>隣の175ページをご覧ください。</p> <p>現在は全国的に経常経費の増加による財政硬直化が課題となっており、その状況を示す指標は、表の③経常収支比率になります。令和3年度決算では、経常収支比率は87.2%と、当町施行後、平成22年度に次ぐ2番目に良い数値になりました。</p> <p>主な要因は、普通交付税や町税等の経常的一般財源の増加によるものです。ただし、コロナ禍という特殊な状況下の一時的な現象とも考えられるため、沈静化した後は、以前のような財源が厳しい状態に戻る可能性があり、なお注意が必要と思われます。</p> <p>また、表の①実質単年度収支につきましては、令和3年度は5億4,164万円と6年ぶりの黒字となると同時に、当町施行後、最大の黒字となりました。これも地方交付税等の一般財源増加が、主な要因となっております。</p> <p>なお、予算編成に当たり不可欠な②の財政調整基金残高は、ただいまご説明した実質単年度収支の黒字分5.4億円と、令和2年度決算剰余金から2.1億円を積み立てていた結果、令和3年度末時点で21.5億円となり、こちらも当町施行後、最大となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員</p> <p>何点かお伺いたします。</p> <p>171ページから健全化判断比率と、それから資金不足比率の推移、次のページの健全化等の比率については、非常に良好であるという説明で、数字的にもあらわれております。</p> <p>私は逆にこれを考えてみますと、コロナによって、ほとんど起債</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>も起こさない。事業もしない。そういうものによって、こういう数値が出てきたのかなという感じを受けますけれども、財政管財課長の説明を聞いてみますと、交付税を私が見た、一般会計であった交付額が他の自治体より少ないのに、今の説明ですと、交付税が多いという、ここところがちょっと矛盾するなということ。</p> <p>それで、質問しますけれども、この数値が出てきたということは、やはりコロナとかそういうもので、事業が全然取り組めなかった。それによって、起債の借入れもなかった。そういうのが背景に1点はあるのではないかと思いますけれども、どう捉えているのか。</p> <p>それと、今言った普通交付税が増えた、それから一般財源の増になったと。これは町税等が、昨日の一般質問ですと、町税等が増えているんだよという説明ですけれど、本当に一般財源の増というのは交付税以外の、税以外で増えているのがあったら、それも併せて、この2点をお伺いします。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和3年の財政状況について、事業ができなかったからなのかというご質問であったように思います。</p> <p>令和3年度につきましては、普通交付税の増による指標に影響をもたらしたという説明を行いました。……額については、当町のみならず、全国的な……でございます。</p> <p>聞き苦しくて、大変失礼しました。最初からお話しいたします。</p> <p>議員ご質問の1点目につきましては、3年度の財政状況が良好になったという要因として、町がコロナ禍という状況において、事業ができなかったからかという趣旨であったかと思えます。</p> <p>令和3年度の状況を振り返りますと、地方交付税ですね。当町確かに例年より3億ほど多く交付されております。当初、決定したときは、私もびっくりしたのですが、全国的に地方交付税かさ増しされておるようでありました。</p> <p>背景には、令和3年度の予算を組むときに、国の税収の見込みが史上最低額になるであろうといったような見込みのもとに、地方交付税の予算をつくったようであります。背景としてそういうことがありまして、税収不足を埋める地方交付税という趣旨を踏まえて、</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>例年より多く地方交付税が措置されたものであります。</p> <p>また令和3年度につきましては、例年のない再算定というのを行いまして、12月ごろに1億数千万円という、これも当町例がない交付を受けておりまして、いきなりこの単年度に地方交付税を増額されて、しかも冬に増額されてということでもありますから、当町のみならず、恐らくどの自治体も同様に、この資金を使わずに、財政調整基金に積むか、翌年度の繰越財源になっているかと思っております。</p> <p>その結果、財政指標、当町よくなりましたけども、全国どの自治体もほぼ同様に良好に推移していると思われれます。</p> <p>なお、2つ目のご質問、昨年、当町の地方交付税のほかに増えた一般財源があるのかといったご質問でございました。ちょっとお待ちください。</p> <p>決算報告書の2ページ、3ページ目にも掲載しておりますけども、一番増えたのが地方交付税で3億6,000万円ほど、2年度と3年度比較して。次に増えたのが町税です。こちらが1億円ほど増えております。次に、地方消費税交付金が4,900万円ほどの増加といったようなことになっております。</p> <p>この3つは、いずれも一般財源に区分されるもので、こちらの増がいわゆる財政指標に大きく関係する財源となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>私が言っているのは、ちょっとまだ理解されていないのかなと思いますけれども、実際に例えばコロナ禍によって、ほとんどの投資的経費が、一般財源が、学校給食の無償化とか、そういうなのであって、1億幾らの一般財源がそちらに振り向きされることによって、投資的経費に向ける経費というのが限られてきて、建設事業に投資する額が少なくなってきて、それによって町債の借入れも少ない。そういうのも加味されているのかなという思いがあって、質問してあったわけです。</p> <p>実際に、今日の新聞なんか見れば、ほかもほとんど交付税がかさ上げになっています。前年よりは、今日の議会のどこだったか。質問を見ても、交付税は増えているという答弁になっています。課長</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>が言ったように、かさ上げ、コロナ禍によって自治体の税収が落ち込むことによる補填としてかさ上げをしているのが第1点。</p> <p>それから、今の2点目の再算定によって、かさ上げをしていると。これだけの財源が生まれてきたわけですがけれども、私が昨日話した鶉久保等の路線についても、これだけの財源があったら、私は対応できるのではないかと。やらないで金をためても、私は町民サービスというのは低下すると思いますよ。あるものを、ある一定の部分に投入して、町民サービス徹底することによって、行政との町民との距離というのが詰まってくると思うんです。</p> <p>財政担当課長は、数値がよくなればよしと考えるのか。どの辺までが許容範囲で、ここまで行けば、とにかく金をためればいいのか。ここまでは町として守らなければならないか。</p> <p>あとは、それなりに投資とか、そういうものに振り向けて、町民サービスを徹底するべきだというボーダーラインというのを基本的に持っていますか。これ1つ。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>基金残高等に対する私の認識についてのお尋ねでした。</p> <p>行政の財政担当としては、地方公共団体は利益を追求する団体ではございませんので、あくまで住民サービスのために存在する地方公共団体です。</p> <p>したがって、財源が足りなくて、住民サービスに影響を及ぼすのは困ったものですがけれども、基金がたまればいいのかということではないのかなと思っています。一番大事なものは、住民サービスを継続できるか否か。この1点かと思っています。</p> <p>したがって、予算を編成する上で一番気をつけているポイントが、財政調整基金の残高が減り過ぎて、予算編成するに支障になるくらい財政調整基金が減れば、それは困ったものだったようなところで、そこは注意して、事業計画等査定をさせていただいているところです。</p> <p>あともう1つ、経常収支比率になりますけれども、こちら事業しなくても基金が減っていくと。数値が悪くなれば事業ができなくなるという指標でございますので、経常収支比率についても、あ</p>

質疑	西館議長	<p>まり高過ぎれば困るなど。かと言って、あまりよくなり過ぎても、それこそ事業していないんじゃないかといったような地方自治体の存在意義に関わる問題も出てこようかと思っていますので、あまりいいのもどうかなということも考えてございます。</p> <p>したがいまして、数値がよ過ぎても、あまり悪過ぎてもよくないのかなと思っていました。</p> <p>以上のようなことでよろしかったでしょうか。</p> <p>なお1つ地方債残高、この減ってきていることについて、先ほどのご質問の中でご発言がありました。</p> <p>もちろん、当町の地方債残高が減ってきているのは、巻末の資料見ていれば分かるんですけども、こちらは当町のみならず、全国的な傾向でございまして、地方債の減少と借金の返済の部分について減っていくというのは、当町のみならず、国全体として、そのように地方財政計画で見ているといったことを答弁としてつけさせていただきますたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>前の議会のときに、課長の答弁は町長と同じという確認をしておりましたので、財政運営については、健全な形で運営していくというのは基本だということで理解をいたしました。</p> <p>ただ、私はいろんな意味で、町民要望が、町内会挙げて要望しているのが、なかなか進捗しない現状で、町内会要望事項が、「ああ、これやってもらった」という声、全然聞こえないんですよ。やはりこういう財源があったら、1つでも住民の要求・要望、それに応えるような方法、やっぱり財政的な配慮、こういうものをしてもらいたいと。</p> <p>町長、ぜひこれを、課長が今言っているように、財源的に余裕があったら、まず町内、そういう要望がある事項、これに優先して取り組むということで確認しておきたいと思いますが、答弁お願いします。</p>
	西館議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>平野議員以前から、そういう、ただためるだけではだめだ、使いなさいとか、投資しなさいというご意見は聞いております。私もそう思って、予想外に財政調整基金が上乘せされているもので、新年度の予算で少しいろんな部分に割り振りして、分配しようじゃないかということは、課長にも指示しておりますし、相談しているんで、それは平野議員が指摘する部分に向くかどうかは別として、何かの事業には使いたいなという考えは持っております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長  (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第5号を終わります。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時57分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
当局の説明	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>日程第3、報告第6号、令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、報告第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。またあわせて、別冊にてお配りしております青森県新産業都市建設事業団の令和3年度決算に係る資料もご用意ください。</p> <p>本件は、青森県知事から、令和3年度決算について報告がありましたので、青森県新産業都市建設事業団規約第14条第4項の規定</p>



により報告するものであります。

当事業団は、青森県及び県南8市町で構成され、昭和39年2月1日の設立以来、58年にわたり、当町の百石工業用地造成事業や百石住宅用地造成事業を初めとする13の事業を実施してまいりました。近年では、令和元年度末に百石住宅用地造成事業が終了、令和2年度末には桔梗野工業用地造成事業と、八戸北インター工業用地造成事業が終了し、残る金矢工業用地造成事業についても、令和4年3月15日をもって事業が終了し、全ての委託事業が完了いたしました。

また、今後事業の追加等による新たな事業の受託も見込まれないことから、当事業団は、令和4年3月31日をもって解散いたしました。

それでは、決算の概要についてご説明いたしますが、特定事業につきましては、金矢工業用地造成事業会計の決算報告となりますので、説明を割愛させていただき、一般管理会計及び一般事業会計の決算の概要についてご説明いたします。

右上に資料4というシールが張ってある特定事業以外の事業の決算と書かれた資料の1ページをご覧ください。

一般管理会計は、事業団運営のための会計であります。令和3年度一般管理会計歳入歳出決算書であります。歳入決算額は、1款繰入金が7万290円、2款繰越金が2,769万9,732円、3款諸収入が302円で、合計2,777万324円となりました。

一方、歳出決算額は、1款事業団費が歳入同額の2,777万324円であり、歳入歳出差引残額は0となりました。

なお、事業団解散に当たり、一般管理会計に1,944万7,218円の残余金が発生したため、これを青森県ほか設置団体に対し、これまでの負担総額に応じて還付しており、おいらせ町に対しては、全体の5.3%、103万703円が還付となりました。この還付金については、事業団運営費の支出済額として決算されております。

次に、2ページをご覧ください。一般事業会計であります。

一般事業会計は、設置団体から委託されて造成した工業用地等の処分が所期の目的を達成し、かつ当該事業施行のため借り入れた事業団債を完済しても、なお売却できる用地及び資金を有する場合には、当該用地の環境整備事業等を行うために設けられた会計であります。

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>令和3年度一般事業会計歳入歳出決算書であります。歳入決算額は、1款事業収入が16億9,950万5,848円、歳出決算額は、1款事業支出が歳入同額の16億9,950万5,848円であり、歳入歳出差引残額は0となりました。</p> <p>一般事業会計においても、事業団解散に当たり、16億9,943万5,545円の剰余金が発生したため、これを青森県及び八戸市等に全額償還しており、この償還金についても、事業支出として決算されております。</p> <p>なお、その他の内容につきましては、資料参照とさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第6号を終わります。</p> <p>日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>それでは、諮問第2号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから6ページです。</p> <p>本案は、現委員であります山端節子氏の任期が、本年12月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>山端氏は、平成13年11月より現在に至るまでの7期21年、人権擁護委員として在籍し、長年にわたる人権相談や人権教室といった地域の人権擁護活動において、よき理解者であるとともに、指導者として活躍されており、その信望は非常に厚いものがあります。</p> <p>人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、賛同の意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

質疑	西館議長  9 番 (沼端 務君)	<p>す。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑、ありませんか。</p> <p>9 番、沼端務議員。</p> <p>事務的確認を、この人権擁護委員の人数というのは、おいらせ町何人いるか。そのあと定数の根拠、もし分かりましたら。</p> <p>それと、人権擁護委員として、事前にこれ国、法務大臣が委嘱するわけなんですけれども、そこに関するまでに、やっぱ当町議会の意見をというか、賛同を得て、「確かな人だよ」ということが欲しいという部分の解釈で、いつもこれ承っているんですけど、その中で、事前に事務的にこの方を審査する内容というのが、もしあったら紹介してください。</p> <p>それともう1つ、最近コロナ禍の中で、この人権擁護委員の活動が、やはりより一層、人のいろいろな部分で、悩みとかそういう部分では求められているのか。やっぱりその活動も、かなり重視していっているのかなと。こういうことも考えると、町の広報とかでいうと、毎年のようにたしかこの人権擁護委員さん表彰されているような記憶がございます。ほぼ毎年のように、うちの人権擁護委員、たしか、もう何人ぐらい表彰されているのかなというのと、確認です。</p>
答弁	西館議長  町民課長 (松山公士君)	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目ですが、定数についてですけれども、7人となっております。法務局で指定しております。</p> <p>2番目の意見を聞くという部分ですね。今回の提案している部分で、法務局にも確認しておりますが、やはり委員の方というのは、市町村の区域内で職務を行うということで、住民からも適任であると認められる人物であることが必要だということで、そういう人物であるかどうか判断するには、議会の意見を聞くことがより民主的であるとの配慮に基づく趣旨だということで、法務局からは回答を</p>

質疑	<p>西館議長</p>	<p>得ております。</p> <p>同意を得ることは求められていませんので、あくまでも議会の賛成の意思表示を必要とするものではなく、また議会の意見に拘束されるものでもないということですね。まずここで、意見を聞く場だということで、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>あと、審査する基準とかあるのかどうかという部分で行きますと、人権擁護委員法に第6条第3項で今お出ししておりますが、その中には、人権識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとされておりまして、今回山端さんについては、これまでやってきた実績等を踏まえて、再任ということでお出ししているところでございます。</p> <p>3つ目の点でございますが、表彰については、今、手元に、これまで何人がとったのか。かなり、表彰はいただいている。何年で表彰とかありますので、いただいております、我が人権擁護委員の方々は、本当に積極的にいろいろやっていて、十和田管内でも、相当…区で一番一生懸命やっているんじゃないかともお褒めいただいているところでございまして、その表彰については、ちょっと今持ち合わせていないので、すみません。</p> <p>9番。</p>
	<p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>大体、今の審査の中身で、特段、じゃあ単純な質問として、今いろいろこういうこと課長言いましたが、じゃあこのやっている最中かというか、任期の受けている最中に、仮に失格というか、もう次、できないよという根拠というか、例えば禁錮刑になるとか、違反するとかというのも、もしそういうのもあったりするのかなという思いがあります。交通違反ぐらいの軽度のやつだったら、許されるかもしれないけれど、人身絡むいろんなやつとか、あとは最近で言う飲酒運転とか、あともしくは最近話題で言う宗教団体に加盟しているとかというたぐいもありなのかなという部分では、確認です。</p> <p>この人権擁護委員というのは、県を挙げて、その地域端、当然郡内でも、いろんな協議会の中でやって、当町の人権擁護委員の</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長  町民課長 (松山公士君)</p>	<p>方の活動が活発だよというのも、それが全国、法務大臣につながって、毎年のように表彰されているなという思いを感じています。まずは分かるところだけで。</p> <p>町民課長。</p> <p>先ほど言った、例えば交通違反でとか、そういったことでは失職ということではなくて、擁護委員法第7条に委員の欠格条項というのがございまして、これでいきますと、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者ということで、そういう禁錮以上の刑、刑罰を受けた場合には失職するということになっておりまして、あとは日本国憲法、またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者というのが、欠格条項としてあるということになっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  9番 (沼端 務君)</p>	<p>9番。</p> <p>分かりました。ほとんどそういう、突然だめということは、今までの事例ではないのかなという思いで聞いています。</p> <p>最後に1点だけ、事務的に任期が来ると、今年いっぱいに来るんだよとなったとき、この山端さんに関しても、事前に事務的に課長から、担当課から継続をお願いしますという話の中、いく中で、この個人の了解を得るにはどうだったですか。そこだけ確認です。快くまた頑張らせていただきますとか、そういう言葉をもらいましたか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>7月に、今9月の議会で提案するよということで、よろしいですかということで確認はしておりまして、そのときも快く分かりましたということで、了解いただいているところです。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>恥ずかしいことに、今さらながらの質問ということになるんですが、よく考えたら、本当に今まで漫然と、この議案に向き合ってきたなという思いがいっぱいです。</p> <p>今日質問しようと思っていたことを、今松山課長答えてくれました。というのは、この意見とは何ぞやという、そもそもの疑問があります。</p> <p>意見とは、普通例えば今の全国的な人権委員というのは名誉職、そして高齢化になっていて、なかなか研修だとかそういう機会、それからうちだと、例えばジャスコなんかに行って啓蒙活動、ティッシュをやったりなんか、そういう活動はするんだけど、実際カウンセラー業務というのは全くされていないのが、現在の日本の状況だと。津々浦々まで、1万4,000人の人権擁護委員がいるんだけど、果たして機能しているだろうかということも、私たちも感じているところなんだけど、第一、この個人の人たち、柏崎尚生さんは、それは分かるけれど、そのほかの人たちには、例えば一川目四丁目に住んでいる人がいるんだけど、二丁目の私ですら全然分からないと。この人たちに対して意見を言えといったって、言えるもんじゃないと。</p> <p>なおかつ、意見と言って同意を求めて、表決するという。そこまで、すごく疑問に思って、6条の3項にはそれは何も書いていないんだけど、じゃあ規則とか何かで今まで定まっているのかなと思っていましたよ。そっちで、ちゃんと手を打っているんだなと。ところがそれもないと。別に表決を求めていないというのであれば、議会が何を言おうが、町長がそのまま推薦してあげればいいんだというシステムだから、私はわざわざ私どもがそれについて、議会の意思を統一する必要は何もないんじゃないかということで、今回は普通にやってもいいと思うんだけど、次回からはぜひ議運を通して、別にやらなくてもいいことをやる必要はないんじゃないかなということ、私たちが話し合うことはいかがかなと思うんだけど、それを言いたいですが、もう1回聞きますけれど、松山課長、表決までの手続というのは、何も法的に、6条の3項にも、それから規</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	西館議長  町民課長 (松山公士君)	<p>則等、何でもないということでもいいですか。</p> <p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。 以前に法務局の十和田支局長に確認しております。 今、西館議員がおっしゃられた部分で、採決とかしているところも全国的にはあるようなんですよ。ただ、法務局としては、そこまでも求めているし、同意等は一切求めている。意見を聞く。民主的な配慮に基づく趣旨ということで、法で定めているということで、あくまでも意見を聞いて、最終的には市町村長の判断により、推薦することになるということで聞いておりますので、本当に意見を聞く場という形で、推薦については、町長が最後決めるという形になるということで聞いております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  13番 (西館芳信君)	<p>13番。</p> <p>大事な、職と言えるかどうか分からないけれど、それを決めるとき、政治の場で、それがたまたま政治的な道具の1つとして使われてきたのも今まで見ております。</p> <p>ですから、あるいは、町長と無駄なぶつかりもしたくないという、今までそういうこともなきにしもあらずということなものですから、そういうことは別に何もすることないのであれば、やっぱり要望としまして、議運の委員長もそばにいますけれど、ぜひ次からは、これをもう1回検討してやってみようじゃないかと。どうなるか分からないけれど、私の感じ方はそうですので、以上、意見・要望として残しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
質疑	西館議長  8番 (平野敏彦君)	<p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>私は今までの議論聞いて、大変な仕事だなというのを、それから今までの候補等見ても、大変な役割を担っているなという理解をしております。</p> <p>ただ、町が推薦する。事前に本人の確認をして、こういう形で町</p>

		<p>に諮問しているということですが、年齢的にどこら辺までがいいのか。90歳になっても本人がやる意思があれば、町が諮問するのか。この辺の線引きというのは、法務局で判断するのか。町が推薦するについては、やっぱり町長が判断するわけですから、本人の意思があっても、高齢であり無理させられないという思いがあったりしたときには、どういう対応をするのか。これは、他の委員も同じだと思いますけれども、町の基本的な捉え方、考え方があったら、お聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長 町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。  お答えいたします。 人権擁護委員に限った答弁とさせていただきますが、4月に人権擁護委員の候補者の推薦についてということで、法務局から依頼が来ます。文書ですね。今回、この方たちが任期満了になるけどもということで、市町村で見つけて推薦してほしいと。その文書の中に、被推薦者の年齢制限ということで運用基準がありまして、新任の候補者の場合は68歳以下の者と、再任の候補者については75歳未満の者とされておりまして、ただこれは、一応上限として定めておりますが、健康であって意欲的な方であれば、推薦を妨げるものではないとしておりまして、一応基準として、目安としては、先ほど言った年齢になっております。  以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。  これは、今課長が言ったのは、国の示されてきたもので、町が推薦する際に、再任は75歳以下なんだけど、まだまだ大丈夫だということで、本人もやる気がある。そうすれば、例えば79歳でも、町長が「これは大丈夫じゃないか」と推薦することができるということで理解していいですか。</p>
答弁	<p>西館議長 町民課長</p>	<p>町民課長。  もちろん、町長が決めることになりますので、本人の意思確認も</p>



当局の説明	(松山公士君)	<p>した上で、本人がやはりやれる、やりたいということであれば、それを、健康状態とかも判断して、町長が大丈夫ではないかということであれば、もちろん諮問して、推薦することになるかと思いません。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第2号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第5、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>それでは、諮問第3号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページ、8ページです。</p> <p>本案は、現委員であります吉田京子氏の任期が、本年12月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>吉田氏は、平成28年10月より現在に至るまでの2期6年、人権擁護委員として在籍し、積極的に活動されております。長年養護教諭として教育現場に携わり、様々な悩みを抱える児童・生徒の相</p>

質疑	西館議長	<p>談相手を務めてきた経験を生かしながら、お互いを思いやることのできる地域社会の醸成に貢献したいとの人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。</p> <p>人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、賛同の意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑、ありませんか。</p> <p>9番、沼端務議員。</p>
質疑	9番 (沼端 務君)	<p>同じ質問になるかもしれませんが、吉田氏からも一応確認というか、お願いはしたという部分と、あともう1つ、先ほどの定員の中で、7名という中で、今回は3名出ています。そのあと、まだ4名いるということになれば、次の4名の方というのは、また同じ任期のときに、今度はいつの入れ替えというか、更新時期が来るのか。その確認をお願いします。</p>
答弁	西館議長  町民課長 (松山公士君)	<p>町民課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>吉田京子さんについても、同様に確認しております。</p> <p>そして次の、ほかの4名の方については、まずお1人が、令和5年3月の議会での提案が1人ございまして、あと2人は令和6年3月、もう1人は令和7年3月ということで、提案予定になっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  9番 (沼端 務君)	<p>9番。</p> <p>これは今残りの4名の方の、この時差というか、更新時期がずれた理由というのは、合併当初というか、旧町のときからのつながりの任期がずれて、こういう形になっているものなのか。それとも、あえていつぞや教育委員会だかの数名のときも、わざとそこは最初のスタートのときに、任期がずれていたという考え方があったり、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>ちょっとそこの根拠だけ教えてください。</p> <p>町民課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>それぞれ任期の最初の部分が、終わりが違っておりました、残りの4名の方は、任期の、就任した時期がそもそも違っている部分もありまして、6月30日で終わる方ございまして、今回提案しているのは、12月31日で終わる方になっておりました、もともとは3月、9月以外の6月、12月も、実は任期としてあったんですが、それを法務局では、年2回にしよう。委嘱の時期を、9月をやって、法務局でまた1カ月かけて審査するんですが、1月1日に今度委嘱してと。今、6月30日の方は、今度7月1日から委嘱というか、年2回の委嘱の機会、前4回もあって、それが大変だということで、2回になっているようです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>9番。</p> <p>事務上の改革という部分で理解しながら、時期相応に入れ替えていくんだという思いです。</p> <p>あと、ほとんどこの7名の人権擁護委員、何ら地域性は別に問わないということですよ。ある程度、地域、例えばよくある小学校学区とか、中学校学区での割合的なものであったほうがいいのかという考え方を持っているものなのか。それとも全くそういうのは無視していますよという考えなのか。</p> <p>あともう1つは、今法務省から、現在、町長提案するこの意見について、法務省に出していると、数カ月後には本人のほうに内諾というか、通知来ますよって、大体どれぐらいかかってくるものなのですか。そこだけ確認です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>まず地域性の部分ですが、これまでも、その辺のバランスは考慮して、選んできたものと思っております。あとは、いろんなジャン</p>

<p>当局の説明</p>		<p>ルから選んでほしいということで、いろんな、偏らないで、あとは男女のバランスも考えてということで、法務局からは依頼しておるところです。</p> <p>②番目のいつ決定されるかということにつきましては、10月の初めにこちらで推薦するんですが、今議会終わって、書類を出して、その後1カ月ぐらい法務局の本局で審査するそうです、いろいろ。そうしますと11月、遅くても12月ぐらいにはこの方で決定ということで通知が来て、それで1月1日に委嘱という流れになっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます</p> <p>よって、諮問第3号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第6、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、諮問第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は9ページ、10ページです。</p> <p>本案は、現委員であります倉持晶郎氏の任期が、本年12月31日をもって満了となることから、次期の委員候補者として柏崎尚生氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、</p>

		<p>議会の意見を求めるものであります。</p> <p>柏崎氏は、昭和54年4月から町職員として勤務し、令和3年3月に再任用職員の任期満了をもって退職され、現在に至っております。長年の行政現場での経験を生かしながら地域での人権意識の向上に貢献したいとの人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。</p> <p>人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑、ありませんか。</p> <p>10番、吉村敏文議員。</p>
	10番 (吉村敏文君)	<p>1つだけ確認したいと思います。</p> <p>今の諮問の第4号なんです、倉持さんが今、擁護委員をやっているわけなんです、今町民課長から、るるいろいろ説明を受けたわけなんです、この倉持さんに対しても、再任の要請を町からしたのか。またしなかったのか。しなかった場合には、何が問題だったのかについて、お尋ねいたします。</p>
答弁	西館議長  副町長 (小向仁生君)	<p>副町長。</p> <p>町民課長には、私から指示を出しておりました。それはあくまでも3人については、継続する意思があるかどうかの聞き取りをしたものであって、その時点で、継続のお願いというものはしてはおりません。</p> <p>それから、倉持さんのことに関してなんですけども、この場で言うのが適当なのかどうか。ちょっと諮問している人物とは全く関係のない質問だと私は思いますので、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  10番	<p>10番。</p> <p>この場では差し控えたいということなんです、これ今一応意見</p>

	(吉村敏文君)	<p>として聞きたいということで、議会に上がってきているわけですよ。私が今、聞きました。いつも大体、今までの例でいくと、本人がやる気があるのであれば、やっぱり継続していくのが、今までの流れではないかなと思うんです。</p> <p>今ここで申し上げるのがどうのこうのという話なんです、私が思うには、やはり倉持さんそのものは精力的にやってくると。そしてまた十和田地域においても、結構活動してきていると。そしておいらせ町の擁護委員の中の一応、まとめ役としても活躍してきているような感じをいたします。</p> <p>その人に関して、再任をしなかったというのは、その理由は申し上げられないということなんです、しなかったというのは、何か理由があるんじゃないかなと思うので、別にこれに反対するとか何かじゃないんですが、その辺のところを、確認をしたいということなので、その辺のところをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>それでは、そこまで言うのであれば、述べさせていただきますけれども、前回、3年前の諮問をしたときに、この倉持さんについては、いろんな意見が出されました。質問も出されました。そのような方を、町長としてはやっぱり推薦することはできないという思いがありましたことから、今回私で、倉持さんに、今回は推薦できませんという旨を話をして、今日に至っているということです。</p> <p>その内容については、当然議事録を見れば分かることですし、それ以外のこともあるのであれば、それは本人の名誉にもかかわることなので、この場では差し控えさせていただきたいということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>副町長さん、そこまで言うのであればということなんです、私は説明を聞いているだけなんです。そこまで言うのであれば、こう説明しますよと、今は答弁しましたけども、何も問題ないじゃないですか。最初からそう言えばいいんじゃないですか。何でそこま</p>

答弁	西館議長  副町長 (小向仁生君)	<p>で言うのであればという言葉が出てくるんです。私は、批判とか何とかしているわけでは、どういう経緯でこうなったんですかというのを聞いているわけですから、最初からそれを答えればいいんじゃないですか。何しろ今、そこまで言うのであればという言葉はどうなんですか。それは的確なんですか。</p> <p>副町長。</p> <p>今皆さんにお諮りしているのは、あくまでも柏崎尚生氏についてのことでお伺いしているのであって、倉持さんが推薦しないに行った経緯を云々ということに関しては、この場での議論とはちょっと違うのではないかなということ、そういう発言をしたつもりであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  1 番 (佐々木勝君)	<p>1 番、佐々木勝議員。</p> <p>同じような質問になると思うんですが、これは議会の意見を求める場ですよね。申し上げられないことを求めるということは、本来おかしいことであって、何で再任されないのか。されないというか、柏崎さんになったのか。その経緯も全く分からない。本人にも10月、7月、8月か、継続の確認はとったという、さっき話しされていましたが、そこでまた反対意見しても、結局はなるということだったら、ただその経緯を知りたいということだけなんですよ。</p> <p>さっき副町長は、いろんな意見が出ていましたという。ただ、倉持さん、十和田地区の副会長もやっていますし、法務大臣からの表彰を受けているという情報もありますし、そういう人間を今まで再任してきていて、ここになって、いろんな意見があったのでやめましたとか、そういうのはまた通らないと思うんですが、正々堂々と、こういった理由で再任は控えてもらって、新しくしましたということは、はっきり言えないんですか。</p>
答弁	西館議長  副町長	<p>副町長。</p> <p>先ほども言いましたけれども、その内容については、聞こえてき</p>

質疑	(小向仁生君)	<p>ているその内容、それから私どもに入っている内容、同じことなんですけども、それについては、本人の名誉のこともあるんで、いろんな情報が入ってきていると。それらをいちいち申し上げるに及ばないのかなという気がしております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	1 番。
質疑	1 番 (佐々木勝君)	<p>全然これだと納得いく意見というか、がいかないということだと思うんですが、これでまた法務局に出して、採用されるということで、この議会はどういう場になるんですかね。不信感を持ったこの人権擁護委員の内容で終わりましたということで、法務局に話をするんですか。全員一致での推薦ですという話は、これではできませんよね。</p> <p>それと、再任、再任と、適した、先ほど言っていましたけども、一番やっぱり引かかるというのは、いろんな意見が出ていましたというのは、そこがやっぱり皆さん知りたいところだと思うんですが、人権にも関わる問題と話ししていましたけど、ただこれ本人もすごく何でだろうという不信感を持っているという話も、周りから聞いていまして、それはそれで、ただ、あくまでも本人は知りたいのは、何でかということですよ。言えないというのは、皆さん納得いくと思いますか、議員の皆さん。満場一致での推薦が、スムーズに行くんじゃないですか。どう思いますか。どうぞ。</p>
	西館議長	1 4 番。
質疑	1 4 番 (松林義光君)	<p>副町長、今の答弁、やっぱり適切でないと思います。吉村議員、佐々木議員が質問しております。</p> <p>今副町長が言ったとおり、前回、3年前ですか。いろんな議員から倉持委員に対しての人権擁護委員、いろんな意見がありました。好ましくないという、議事録を見れば分かると思いますけれども、やはりそこは副町長も謙虚に、3年前の皆さんの意見を尊重しなければならぬということで、今回は町長の指示もあり、推薦しませんでしたと、そう謙虚に話したほうがいいですよ。あまりいろんなことを隠すようであれば、もう3年前も明らかに、皆さん、知って</p>



	西館議長	<p>いる人は結構知っているんですから、そのことを言って、了解とったほうがいいと思います。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時00分)</p>
	西館議長	<p>休憩前を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 0時01分)</p>
	西館議長	副町長。
答弁の訂正	副町長 (小向仁生君)	<p>吉村議員、そしてまた佐々木議員から、その理由的なものを問われた際に、そこまで言うのであればということを、吉村議員にも言いましたけれども、その言葉自体は撤回させていただきます。</p> <p>そして、改めてこのことについて説明いたしますけれども、先ほど松林議員がおっしゃったように、3年前のことがあります。それが第一でありますし、また先ほど地域性のことも触れました。現在は、木ノ下中学校1名、それから百石中学校、下田中学校3名ずつという。下田中学校が1名、木ノ下と百石が3名ずつと、計7名ということでありまして、その関係上、地域性を考慮すれば、やはり2・2・3という配置と言いますか、それで今後も3年ごとに見直ししていくのがいいだろうということで、それで今回3名あった木ノ下中学校区から1名減にして、下田中学校区を1名増員したということであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	1番。
	1番 (佐々木勝君)	<p>最後にとってつけたような話が出ましたけど、それはさっき質問の前にありましたよね。改めてそういう話を私聞いたんじゃないんで、あくまでも再任の、同じような話になりますけども、再任をされないという理由でした。</p> <p>この場で正式な回答というか、3年前にあったかどうかというの</p>

質疑	西館議長  9番 (沼端 務君)	<p>は、私は記憶にないんですが、中身を見てみれば分かるかなど。とりあえず議事録をさかのぼってみたいと思います。</p> <p>私も平野議員が言ったみたいに、平野さんでしたか、ここで、議会に意見を求める場というのは、必要ないと思うんですよ、もう決まっているのであれば。余計な時間だなと、私は思います。それでは、終わります。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>9番、沼端務議員。</p> <p>話さないかなと思ったんですけど、1点、2点。今副町長、地域性のところでこじつけた感じも聞こえてきたんですけど、第1点は、3年前の採決したという部分が引っかかって、町長初め、副町長での、議会对策の中での今回入れ替えだというのは、ある意味、3年前のときの、そういう議会から上がった、前任者倉持氏に対しての、法務省の意見というの、ちょっとというところもあったんですか。</p> <p>そういう部分と、やっぱ今後これから出てくるこの諮問に関しての人事案件に関して、議員がそんなに重要視というか、中で、採決までとかいろんなことを考えると、次はまた3年後、入れ替えの対象にするんですか。副町長、その考え方をもう少し詳しく教えてください。</p>
答弁	西館議長  副町長 (小向仁生君)	<p>副町長。</p> <p>第1点目の3年前の出来事ですけども、これが一番の理由ということで、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから2点目、3年後にもこのような形で、議会に諮っていくのかということなんですけども、法務局から言われているのは、住民の意見を求めてくださいという、たしか言われ方だったと思います。</p> <p>その住民の意見を吸い上げる段階で、個々に2万5,000人とは、当然無理な話ですから、その町民から民意を付託された皆さんに意見を聞いて、そしてそれをもとに町長が推薦するというのがベストな方法だということで、3年後もそのような形で、同じように上げたいと思います。</p>

		以上です。
質疑	西館議長 9番 (沼端 務君)	9番。  ある意味、議会の中での、重んずる部分を強調した部分でもあるんですけども、今後いろいろな部分で、こういう意見が分かれたときというのは、考える余地ありということの理解でいいんですね。変える可能性もありますよという感覚。
答弁	西館議長 副町長 (小向仁生君)	副町長。  当然意見が出されて、そして議員の総意という形で答申されるのであれば、諮問した人物については、何らかの考えをもって、対処しなきゃならないだろうし、また町長が推薦するにしても、付帯事項のような形でもって、法務局に上げてやらなくてはいけないという思いはしております。 以上です。
質疑	西館議長 7番 (日野口和子君)	7番、日野口和子議員。  議長をお願いします。 今は柏崎尚生氏の推薦についての意見を求めているわけであって、諮問第4号についての進めを願いたいと思います。
質疑	西館議長 7番 (日野口和子君)	今のは要望ですね。7番。  今出されているのは、柏崎尚生氏のことです。そのことについて、意見を求めてもらいたい。進めてもらいたい。ここで……。
質疑	西館議長 7番 (日野口和子君)	進んでいると思いますが。
質疑	西館議長 7番 (日野口和子君)	議論が。
	西館議長	12番、柏崎利信議員。

<p>質疑</p>	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>今、日野口さんから話がありましたけれども、9ページの提案理由に、1人の委員(倉持晶郎氏)とございますので、倉持氏のことについて、お聞きしたいと思います。</p> <p>年齢は何歳でしょうか。まだいっぱいある。あと、本人と会って、継続して務めてもらえないかという打診をしたときに、倉持さんは何とお答えしたんでしょう。それと、健康か否かということもございますね。</p> <p>私この間、民生委員児童委員の推薦会を開いたんですけども、もうなる方がなくて、大変なんですよ。今回この諮問第4号でもって、柏崎尚生さんの名前が挙がっています。全く問題はないと思います。</p> <p>ただ、倉持さんの名誉のために、4期、人権擁護委員をやっていますよね。4期ということは12年ですね。町の人権擁護委員会の会長をやられておられます。それから、十和田人権擁護委員協議会の副会長もしております。過去に、平成27年4月に、青森地方法務局長から感謝状ももらっています。それから、平成28年4月に、仙台法務局長からも感謝状ももらっています。それから、平成31年4月に、全国人権擁護委員連合会会長の表彰も受けています。それに、令和2年4月に、法務省人権擁護局長から感謝状ももらっています。令和3年10月に、法務大臣の表彰も受けています。</p> <p>そのような方が、引き続き、「やってもいいですよ」というのであれば、ありがたいことだなと私は思うんですが、何か欠格条項でもあったのか。そういったことでもって、ちょっと腑に落ちないなと思ってはいたんですが、とりあえず、特に問題はなかったけれども、今回任期が来たので、おやめいただくということなのか。よく分からないんですけども、そのあたりを説明してくれば、納得するところもあるんですけども、よろしくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>私から、年齢についてですが、70歳でございます。</p> <p>副町長。</p>

答弁	副町長 (小向仁生君)	<p>2点目、本人と会ってお願いの話をしたのかどうかということですが、先ほど言いましたように、町民課長は3人に継続の意思があるのかどうかということでの確認はとっていますけれども、それはあくまでも、万が一やめると、やめたいといったときには、早急に後任者を見つけなければならないということもあって、確認をただけにすぎないと。ですから、その際にお願いますと、今後ずっとお願いますと。ずっとではありません、失礼しました。もう1期お願いますということは、言ってはいないはずであります。</p> <p>それから、健康状態については、実は私、倉持氏と会いました。そのときには、いたって健康のような状態でありました。</p> <p>それから、先ほど言われました任期が来て、満了ということは、それはそれで1つ理由となるかと思えます。町といたしましても、3年とか4年とかという任期が来ましたら、その地域性を考え、そしてまたそのときの意見というのは、委員になられる方の意見等も十分考慮してということで、言い方は悪いんでしょうけれども、長年やっている方については、マンネリ的なこともありますし、若いとか、新しい方になっていただくというのも、1つの方法だと思っておりますし、そのことでいろんな行政の進め方が、その時々合ったような形で進んでいくということもありますので、それらを全体的に考慮したときに、人権擁護委員だけが別格扱いではなくて、町の決め方の方法として、同じものとして決めたということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長  町民課長 (松山公士君)	<p>町民課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほども欠格条項については、お話しさせていただいたと思うんですが、禁錮刑以上の刑にとかという部分ですとか、政府を暴力で破壊することを主張する政党とかにと……。欠格、いないです。</p>
質疑	13番	<p>12番、いいですか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>今のやり取り聞いていまして、もし、あなたがと言いたいだけ</p>

<p>答弁</p>	<p>(西館芳信君)</p>	<p>れど、もし私が倉持氏だったら、怒るだろうな。自分がいないとこ で、かつての議事録にいけないと、抜かないと言ったことがたくさ んあると。</p> <p>私はもう、ちょっと記憶力が落ちているから、あのとき、私も恐 らく反対に回っているのかもしれないし、賛成だったかも、その記 憶もないけれど、倉持さんが人権擁護委員として、人間的にだめだ といったように言われた記憶は1つもないんだな。</p> <p>確かに彼は議員にも立候補したこともある。政治的にはっきりし た人間だ。そのことは、ちょっと引っかかるころは、私自身もあ るけれど、でもそれ以外に人品卑しからぬ、そんなことは全然該当 する人間ではないし、個人的に話をしてみれば、本当に聡明で、自 分の思っていることちゃんとと言える人で、すばらしい人だなと私は 思っているんだけど、そういう人が、あたかも人権擁護委員には ふさわしくないということは、そのほかにもふさわしくないと聞こ えるけれど、もろもろそういう話が、意見が出ましたよと。それは、 彼が本当に人権擁護委員として、人間的に向かない。そういうこと を言っていると、私は1つも思わない、記憶が。</p> <p>かえって今、副町長がしゃべったくんだり、彼のそういう人間性 とか、いろんな立場をおとしめているという話にしか、はっきりい って厳しい言葉だけれど、私は感じられない。</p> <p>これが、彼の代わりに尚生さんということで、もちろん尚生さん には何のあれもないけれど、総論的に制度、それからあり方が、し ゃべられるのは当然のことであって、それはそれでしゃべって当然 だし、ちょっといろんな撤回すべきことがたくさんあるんじゃない ですか。倉持さんに対して失礼だし、もしかすれば、法的な措置を 講じられるかもしれないよ。甚だ疑問だな。どうですか。副町長、自 分で話しして。</p>
	<p>西館議長  副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>今の質問というか、ご意見なんですけども、私は倉持さんのこと をおもんばかって、この公の場では、いろんなことは控えさせてい ただきたいと。</p> <p>実は、本人と会ったときには、私の思いというものも、こういうこ とですよということで伝えてありました。それに対して、倉持さん</p>

質疑		<p>は、確かに西館議員と同じように、怒るような形ではありましたが、その場では納得をしていただいたと思っております。</p> <p>ただそれは、もう既に決まってるこの話をしたものであって、あなたにします、しませんという、継続します、しませんという話でのことではなかったんで、納得したのかもしれませんが、本人に対して、私からは、先ほど言いましたように、いろんなこういうお話、ご意見、うわさもそうですけども、本来は、うわさは確認しておりませんので、言うべきことではないのかもしれませんが、そういううわさも立っていますということの話は、本人にはしてきたつもりであります。</p> <p>ただ、それを私この場で、公にするのはいかがかなということで、差し控えさせていただきたいということを行ったつもりであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	13番。
	13番 (西館芳信議員)	<p>全くの上から目線ですよ。彼のことをおもんばかってと、私、ほかの人に、西館のことをおもんばかって、いろんなうわさがだとか何とかと言われたら、「何言ってんだ、おまえ」と、絶対なりますよ。そんなおもんばかって、いろんなこと言えないのは、十分、分かっているんだけど、言い方があまりにも失礼だ、倉持さんに対して。倉持さんがいかに落ち度だとか、いろんな人に知られたくないような事情を背負っている人間だとしか感じ取れないよ、そういう言い方されたら。試しに議事録、倉持さんに見せればいい。何と云うか。</p> <p>いいです、これで。特に質問する気もないから、もうオーケー。</p>
	西館議長  (議員席)	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長  (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第4号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>ここで、昼食のため、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時21分)</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。</p> <p>日程第7、議案第56号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>では、議案第56号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書11ページから16ページになります。</p> <p>本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、本年10月1日から育児休業制度の一部が変更となるため、町条例についても、所要の改正を行うものであります。</p> <p>制度改正の大きなものとしては、育児休業の取得回数が、現行1回から2回まで可能になったこと、また非常勤職員が出生後8週間以内に、育児休業取得する際の要件が緩和されたことが上げられます。</p> <p>また、法律改正の背景としましては、働き方改革、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援に向けた社会の動きを受けて、令和3年に育児介護休業法が改正され、民間企業の育児休業に関する法整備が行われました。国家公務員及び地方公務員も、育児休業に関する法律や人事院規則が改正され、伴って、法律の施行期日に合わせて、段階</p>	



<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>的に条例改正を行ってきており、本年 3 月定例会では、本年 4 月施行分の内容を対象に条例改正、そして今定例会では、本年 10 月 1 日施行分を対象に、条例改正するものであります。</p> <p>それでは、主な内容を新旧対照表でご説明します。</p> <p>議案書 62 ページをお願いいたします。</p> <p>第 2 条第 3 号の改正では、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和として、出生後 8 週間以内に休業しようとする際、従前は 1 歳 6 カ月到達時の任期更新予定が要件とされておりましたが、8 週間と 6 カ月経過時の任期更新予定に短縮されました。</p> <p>63 ページから 65 ページにかけての第 2 条の 3 の改正では、非常勤職員の育児休業期限の上限が、1 歳から 1 歳 6 カ月までのうち、条例で定める日と規定されておりますが、それについて、法改正に伴う条文整備や要件の緩和を行っております。</p> <p>65 ページから 66 ページにかけての第 2 条の 4 の改正では、非常勤職員の育児休業期間の上限について、2 歳まで延長できる要件を条例で定めており、法改正に伴う条文の整備や要件の緩和を行っております。</p> <p>66 ページから 67 ページにかけての第 3 条の改正では、育児休業取得した後に、再度取得できる場合の特別な事情を条例で定めており、法改正に伴う条文整備や要件の緩和を行っております。</p> <p>以上が、主な改正内容であります。</p> <p>施行期日は、法律の施行期日に合わせ、本年 10 月 1 日からであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>8 番、平野議員。</p> <p>今般提案されている育児休業等に関する条例の一部改正について、職員でこれまで育児休業の申請が何件かあったかどうか。</p> <p>それから、今後職員、結局男性でも育児休業が適用になっていると理解しましたけども、これからそういう取得する見込み、予測されますか。この 2 点。</p>
-----------	-------------------------------------	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目であります。実績の関係ですが、昨年度におきましては、4名取っております。いずれも女性のみであります。</p> <p>それから2点目、議員おっしゃるとおり、男性でも育児休業は取得可能であります。対象職員に対する周知等も当課で行っております。可能性がある職員等には男女問わず、こちらで制度等を紹介しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>分かりました。</p> <p>先般の一般質問でも、町長が、なかなか職員が結婚できない人が多いということで、育児休業を申請する状況にある人が限られているのかなと思うんですけども、例えば男性が可能だということになったんで、役場の職員で、職場が違うところで勤務する妻が出産する場合、役場の職員は、育児休業をどういう形で取得して、どのぐらいの期間可能なのか。それをご説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>いわゆる夫婦それぞれが育児休業した場合の取り扱いでございます。例えば女性がおいらせ町の職員で、男性が違う職場であった場合、男性が育児休業したのも、制度としては可能となります。</p> <p>それから、制度そのものも、正職員であれば、3歳までに現行1回のもので、2回取得可能ということになります。</p> <p>それから、条文にも書いてありますが、夫婦それぞれが育児休業したことも、きちんと制度の中では救えるような緩和は、ちゃんと定められております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>確認しますけども、夫婦それぞれというのは、例えば役場の職員同士でなくて、役場の職員と妻が他の職場、例えば保育園とかそういうところで働いている。そういう条件の場合も、役場の職員は、男性で育児休業とる。そちらの保育園で働く妻も、育児休業をとることが可能かどうかというのは、夫婦それぞれというのは、そういう意味なのか確認をしたいと思います。</p> <p>それから、正職員3回というのは、どういう意味か、ちょっとここもう1回説明を。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>榎山副議長 (議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>榎山副議長 (議員席)</p> <p>榎山副議長 (議員席)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。 2点ほどいただきました。 正職員の場合は、子どもが3歳に達するまでのうちに、育児休業を取得することが可能であります。現行では、3歳までのうちに1回であります。今回の地方公務員の育児休業法の改正によりまして、それが2回まで可能ということでございます。 それから、もう1点の夫婦の取り扱いであります。ちょっとお待ちください。夫婦の取り扱いについては、まだ勉強不足な部分がありますので、調べて後日お答えいたします。 以上です。</p> <p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論終わります。 これから議案第56号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第8、議案第57号、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書17ページから18ページ、新旧対照表は68ページになります。</p> <p>本案は、おいらせ町消防団員の年額報酬について、処遇改善を目的とし、国の基準額に改めるため、提案するものであります。</p> <p>改正内容を説明しますので、新旧対照表68ページをご覧ください。</p> <p>別表第2、報酬額ですが、議員全員協議会でも説明いたしましたが、改正後の年額報酬額について説明いたします。</p> <p>消防団長は年額8万2,500円に、以下副団長6万9,000円、分団長5万5,000円、本団付分団長5万5,000円、副分団長4万5,500円、部長3万7,000円、班長3万7,000円、団員3万6,500円にそれぞれ増額するものであります。</p> <p>18ページにお戻りください。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後のおいらせ町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償額に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>この条例の改正は、3月議会ですか。たしか報酬の提案があったと思うんですけども、それが今の時期また改めて報酬の改正提案がなされていると。なぜこうなったのかというので、まず新聞を見ますと、国に従わないで報酬改定をしている、そういう自治体について</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>では、交付税の算定、算入をしないという。言うことを聞かないのにはペナルティーをかけるという、新聞の記事がありましたけれども、それによって改正をするということに、私は理解しているんですけども、間違いないか、まず第1点。</p> <p>私が3月議会で、この報酬では低過ぎるのではないかという提案をしているわけですね。それを上十三の消防協会とか、そういう横の連携する団体と一緒にあって、国の指示に従わない。そういう改定をしたということ。これは本当にこれでよかったのか。全て団体に構成したもので、国に逆らっても施行できるという考え方というのはどこにあるか。この2点、まずお聞きます。</p>
	<p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>なぜこうなったかということになりますけれども、経緯を少し話ししますと、国の財政措置が、令和4年1月中旬に示されました。その際には、もう既に上十三地区の消防協会で、統一した金額を決めておりまして、外部・内部ともに、その金額で行きましょうということで一度終わっておりまして、その後、県から、国の基準に引き上げするように要請もありましたが、その後議会もありましたけれども、とりあえず上十三の消防協会で決めようとしたということで、今はそのまま進みましょう。次年度もう1回調整するというような話で聞いております。</p> <p>その後、令和4年度に入りまして、先ほど新聞報道があったという話もありますが、国から県経由で、交付税措置の件について連絡が入っておりまして、令和4年度中に国の基準に改正するのであれば、財政措置を、交付税を交付しますよと。令和5年度の報酬についても、令和4年度の実績額に従って交付税を措置するという通知が入ってまいりました。緊急にいろいろと調整しましたがけれども、上十三地区の消防協会では、団員の部分の3万6,500円しか統一しないということを受けましたので、緊急に内部で調整をして、今の説明をしました国基準額と同額に合わせて改正しようというような形でしております。</p> <p>それで3月議会のときに、報酬が低過ぎるということもありましたけれども、そういう経緯でもって、その際は低いまま改正を行って</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>おりましたので、今回はそこを国の基準に合わせて、金額を上げて、増額をして、改正の提案をするものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>私が今言いたいのは、やっぱり町・村・市、自治体というのは、自分たちで決めることが大事なんです。横並びで見ながら、国の指示に従わないようなものを決めて、みんなで渡ろうという、そういう自治体だと、私は将来性ないと思いますよ。だから質問するんですよ。</p> <p>それから交付税が、例えば今まで国の指示に従わなかったら、今もこの改正に交付税の措置がなされないような条件であったら、交付税の交付と、減額になる差というのは、どのぐらいあるんですか。これ1つ説明していただけます。</p> <p>それから、やはりこれ見て、これまた手落ちがあるんじゃないかというのは、これは報酬で、もっとこの団員の出動手当、これも引き上げるべきではないかと思うんですよ。これを見れば、年額だけでしょ。今の私が言っているのは、前にも言っているように、火災出動、救急業務、救難、いろんな意味で要請されて、町民の命、安全を守るための団員の補償をするわけですから、やはり同じ見直しをするんだったら、これらも含めて見直しをすべきではないかと思うんですけれども、この2点。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2点ほどありました。</p> <p>交付税にどれぐらいの差があるかということなんですけども、厳密には資料がないので説明できないんですけども、当初の国の資料から行きますと、国の基準に合わせて支払うというところには、その分措置するということでしたので、下回った分のところについては、下回った分しか来ないのかなと思っております。</p> <p>あと出動報酬につきましては、前回、3月のときに、前は1回当たり2,000円ということで、出動報酬等出しておりましたけども、3月の定例会において、災害出動につきましては、4時間未満</p>

		<p>が2,000円、4時間以上7時間45分未満が4,000円、7時間45分以上が8,000円ということで、災害対応の部分については最高8,000円まで出せるようにしております。そのほかの訓練とか警戒出動については1日2,000円ということで、前と比べると増額をして、処遇の改善を図っております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今交付税の交付の差というのは、国の説明ですと、国の基準に合わせたものについては減額しない。合わせないところは、どのぐらいのペナルティーかというのは、資料がないということで、でもこれはもっと前から来ているわけですよ。だからそれ逆に、国から確認してみたらよかったんじゃないですか。どういう差が出てきますかということで。私は議会対応のためには、そういうデータをちゃんとつくっておくべきだと思いますよ。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>〇〇番 (〇〇議員) 檜山副議長</p> <p>〇〇番 (〇〇議員) 檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>副議長、発言の前に指名してください。</p> <p>しました。8番と指名をしました。</p> <p>聞こえなかったので。</p> <p>はい。</p> <p>そういう国の確認をとっておく必要があると私は思います。</p> <p>それからもう1点、この出動手当の関係でも、私は前に言っているけども、4時間未満が2,000円、4時間から7時間45分未満、これが4,000円、7時間45分以上が8,000円、それから警戒出動が2,000円、訓練出動が2,000円、その他出動が2,000円。今青森県の最低賃金が、また引き上げられましたよ。町長、これは一緒に見直しすべきだと私は思いますよ。</p> <p>年報酬が、少なくとも見てくださいよ。消防団長で、自分たちが提案して、表にした年額5万1,000円が5万6,500円、全部上がっていますよ。これは少なくとも、消防団員の確保も大変だと</p>

答弁		<p>いう実態がある中で、なぜここをもっとこ入れして、改正をしないのか。4時間未満で2,000円なんて、常識的に、この単価で通用すると思いますか。今は少なくとも、時給1,000円以上の補償しないとだめですよ。これ倍額にしても、私は町民の命を守る、財産を守る。そういう使命で働く団員に応える行政側の姿勢じゃないかと思いますよ。町長、どう思います。少なくとも、これ見直しをすべきだと思うんですけども。</p>
	檜山副議長	<p>休憩しますか。ちょっと休憩します。</p> <p>(休憩 午後 1時54分)</p>
	檜山副議長	<p>引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 1時55分)</p>
	檜山副議長	<p>まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。</p> <p>費用弁償の額が低いということで、上げたほうがいいんじゃないかということですけども、一応3月に改正した際の金額につきましては、国の、消防庁からの通知に基づいて、その基準と同額で設定をして、改正しているものであります。</p> <p>増額については、今のところ考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>ほかに質疑、ありませんか。ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
檜山副議長	<p>討論なしと認めます。これで討論終わります。</p> <p>これから議案第57号について採決いたします。</p>	



<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)            檜山副議長</p>	<p>案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第9、議案第58号、おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長            (松山公士君)</p>	<p>それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では19ページから20ページ、参考資料は69ページから70ページとなります。</p> <p>本案は、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを令和5年1月10日から導入予定であることに伴い、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請が行えるよう、おいらせ町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。</p> <p>また現在は、印鑑登録証明書を取得する際に、印鑑登録証が必要であるものの、申請者本人が来庁した場合には、役場窓口で個人番号カードを提示することで交付申請が行えるよう、併せて改正するため、提案するものでございます。</p> <p>それでは、条文の説明については、新旧対照表で行いますので、資料の69ページをご覧いただきたいと思います。69ページの改正案、左側になります。</p> <p>第11の第2項の下線部ですね。現在、役場の窓口で印鑑証明書の交付を受ける場合には、本人または代理人は印鑑登録証を添えて申請することになっていますが、登録者本人であれば、印鑑登録証のかわりに個人番号カード、マイナンバーカードを提示して申請することができる旨、規定を追加しております。</p> <p>次に、下段の第13条の2は、印鑑登録している方が、個人番号カード、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニ等に設置されている多機能端末に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付申請ができる旨、規定を追加しております。</p>

質疑	檜山副議長	以上で、説明を終わります。
	2番 (川口弘治君)	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。 2番、川口議員。  1点だけ、お聞きしたいと思います。 コンビニで、マイナンバーカードで印鑑証明書等を取得できると。 本人であれば、それは問題ないでしょうけれど、本人でない場合は、 取得できるのでしょうか。その辺はどうなるのでしょうか。要は、 カードを預かって、コンビニで取得ができるかどうか。お願いします。
答弁	檜山副議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	お答えいたします。 コンビニに行って、端末機のところに個人番号カードをやって、 暗証番号ですね。これを入力してということになりますので、基本、 その暗証番号を知らないと、本人以外は使えないということになります。 以上です。
質疑	檜山副議長	2番。
	2番 (川口弘治君)	暗証番号も聞いて、とってきてくださいと。そういった場合は、 とれるということになるんですか。
答弁	檜山副議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	その点については、まだ確認をしておりますが、恐らく本人確認を コンビニでできるわけがないので、カードと暗証番号さえあれば、 代わりにということが可能なのかもしれないということで、これは すみません、後刻、また確認して、報告させていただきます。
	檜山副議長	ほかに質疑、ありませんか。

質疑	8 番 (平野敏彦君)	<p>8 番、平野議員。</p> <p>関連して、確認しておきますけれど、この多機能端末機というのは、全てのコンビニが可能ですか。それぞれ、セブンとかローソンとかありますけれども、どこでもこの多機能端末がつながっているということで、理解していいですか。</p>
答弁	<p>榎山副議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>いろんなコンビニありまして、スーパー等にもありますが、大概コピー機の横にタッチパネルの操作ができるものがあって、それで全国にたしか。マイクですか。お待ちください。</p> <p>全国 5 万店舗以上のコンビニとスーパー等で、その端末機があるようございまして、そこで利用できるということになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長</p> <p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>8 番。</p> <p>あと 1 つ、さっき質問があった中で、例えば高齢者で、自分の母のマイナンバーカードを持って行って、息子だとかそういうのがコンビニで用を足したいと。暗証番号分かっているという場合だと可能ですか。</p>
答弁	<p>榎山副議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p> <p>榎山副議長 (議員席)</p> <p>榎山副議長</p>	<p>町民課長。</p> <p>先ほども同じ質問だと思いますので、その点については、後刻報告させていただきます、確認して。</p> <p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>

	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論終わります。 これから議案第58号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第10、議案第59号、木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。</p>
	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。 議案書21ページから22ページ、入札結果は71ページになります。 本案は、木ノ下小学校空調設備整備工事、機械設備施工のため、去る8月18日に、不二興管工業株式会社ほか9者により指名競争入札を執行したところ、5,335万円で、株式会社成田総合設備が落札者として決定しましたので、契約を締結するため、提案するものであります。 本工事は、木ノ下小学校の教室及び職員室に33台の空調設備、天つり型の冷暖房エアコンを設置するもので、工事を施行することにより、児童が安全で、快適に学習する環境の充実が図られることとなります。 なお工事期間は、令和5年3月20日までとしております。 以上で、説明を終わります。</p>
質疑	檜山副議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。 1番、佐々木議員。</p>
	1番 (佐々木勝君)	<p>前も聞いたというか、だと思っんですが、これは指名競争入札になっているんですが、一般競争入札と指名競争入札の違いを教えてください。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>いただきたいんですけども。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>指名競争入札と一般競争入札についてのご質問でございました。</p> <p>指名競争入札は、書いて字のごとく、参加する業者をこちらでもう特定して、入札を執行する方法になります。</p> <p>今回の案件につきましては、71ページに掲載のとおり、10者指名するといった感じで、こういった形態で行うのが、指名競争入札です。</p> <p>対して、一般競争入札は、特定の業者をこちらでは特定せずに、入札に要する用件だけ提示をして、それに合致する会社が、やりたいという意思があれば、手挙げ方式で入札に参加するといったようなことが、一般競争入札になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>1番 (佐々木勝君)</p>	<p>1番。</p> <p>今回これは指名競争入札にしたというのは、何か理由があるんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>当町の一般競争入札につきましては、電気や管工事につきましては、予定価格500万円以上の工事について、町内限定で行うといった運用をしております。</p> <p>今回の工事のように、町内5校一斉にやるということですので、数億の事業規模になってしまいます。そういった中で、町内の業者だけで回すのはきつい場合もあるだろうなということで、金額がこのように大きいものについては、町外業者も入れた指名競争入札、比較的小規模なものについては、町内限定の一般競争入札という感じで、予定価格に応じて、2つの入札方法を使い分けて実施しております。</p>

		<p>以上です。</p>
質疑	<p>樽山副議長</p> <p>1 番 (佐々木勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>今回の入札の結果を見ると、町内は1件だけ、2件、数社しかないんですけど、あとは六戸とか十和田の業者が入っているんですが、これはもっと町内にはなかったんでしょうか。</p>
答弁	<p>樽山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内で今回のこの機械設備を実施することができる業者は、建設業許可で、管工事業許可をもらっている業者になります。こちら町内業者では6社ではありますが、実際に事業を行っている業者さんについては、うち4社です。</p> <p>そういった中で、年間平均完工高及び年間事業実績調書を見て、今回の空調設備の設置工事に最適な業者として2社、不二興管工業と成田総合設備を選定して、指名したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>樽山副議長</p> <p>1 3 番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p>1 3 番、西館議員。</p> <p>これに関しましては、例えば成田設備さんはどういう会社だか、総合とついているから、いろんなことをやっているかと思うんだけど、これ空調だから、エアコンですよ。そういうエアコンのたぐいだとすれば、技術的介入というか、部品を買ってきて、据えつけるというところが技術的な介入なのかどうか。ただ、製品を右から左に移したのかという、そういうことなんですかということが1つと。</p> <p>それから2つ目は、今建設業の許可は管工事とおっしゃいましたが、管工事、電気工事の誤りでないのかと。確かにダクトというかを使って管というのは分かるんだけど、電気工事のあれも入るべきでないのかなと一瞬思ったんですけど、町内の一般的にいろんな、昔はなかったんですけど、今は500万円以上の契約に関して</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>は、建設業許可がなければだめだとありますが、それがちゃんと適用されて、一般的なこのほかの入札でも、建設業許可の要件というのは、きちっと捉えるものですか。そこは3つ目になるかもしれないけど、そこをお願いします。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>このエアコン工事について、果たして管工事が適切なのか。電気工事もいけるんじゃないかというご意見でございました。</p> <p>私もこの入札に携わる前は、エアコンイコール電気工事なのかなと思っておりました。しかし、この事業を実施する過程で、それからほかの自治体の入札の状況を見ているうちに、確かなルールがあるというのを思い出しまして、それが国土交通省による工種別の建設業許可のガイドラインであります。そちらに、エアコンの設置工事につきましては、管工事により行われると。電気やそういった部分に区分されるのが可能であれば、電気工事とか管工事とか分けて発注すべしとガイドラインに書いてございますので、その国土交通省のガイドラインに従いまして、機械設備につきましては管工事。何が管工事に該当するかという、エアコンの設置はドレンホースの設置がつきものなんですけども、そういった部分の工事が管工事たるゆえんだそうにございます。このエアコン工事につきまして、管工事ばかりではなくて、電気工事もやはりつきものでございますので、今回この電気工事と管工事に分けまして、電気工事につきましては、5,000万円行かなかったもので、この議会には上がっておりませんが、それぞれ各学校、機械設備と電気工事と分けて発注をしてあります。</p> <p>そして、今後の発注に関わる建設業許可についてでございます。</p> <p>500万円以上の地方自治体の発注による工事につきましては、建設工事であるといったような旨、何法だったか分かりませんが、ここを規定されておりますので、その法律にのっとってやるべしという認識もありますので、500万円以上の工事につきましては、もちろん建設業許可に沿って、それぞれの指名参加資格申請で、どの建設業許可をとっているか。技術者の配置状況等々よく確認をして、入札を執行してまいりたいなと思っております。</p>

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか。13番。</p> <p>今の説明で、もうほとんど分かりました。なるほどなと思いましたが。</p> <p>実際また、例えばダクト、本来は100ボルトで、大概はだけど、200ボルトで、高性能とか台数が多いという、200ボルト使うとなると、ダクトなんか広げるあれなんかは、本当の専門の業者でなければできない難しさ聞いていますんで、国で管工事優先という、それはそれで分かるような気がします。納得しました。ありがとうございます。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第59号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第11、議案第60号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第60号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は23ページから29ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に4億4,924万1,000円を追加</p>



		<p>し、予算の総額を112億6,151万2,000円とするものです。</p> <p>次に、議案書28ページの第2表、債務負担行為は、みなくる館等の指定管理契約の更新に当たり、指定管理料について、令和5年度から令和9年度の5年間で、計3億5,247万7,000円を限度とする債務負担行為を定めるものです。</p> <p>次に、29ページの第3表、地方債補正は、住吉町線整備事業、下田第3分団拠点施設塗装事業及び百石第5分団拠点施設塗装事業の3事業については、限度額を増額する一方、臨時財政対策債の限度額を減額するものです。</p> <p>また、一川目地区生活会館塗装事業及び本町北コミュニティセンター塗装事業について、実施時期を令和5年度に延期するため、今年度の事業としては廃止するものです。</p> <p>それでは、歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和4年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容から説明いたします。こちらの12ページをお開きください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の13節バス借上料1,500万円の増額は、支出見込み額の精査により計上するものです。</p> <p>次、2款2項1目、13ページ、企画総務費の16節土地購入費970万円は、木ノ下児童センターみらい館前用地の取得費として計上するものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の14節一川目地区生活会館外壁等塗装工事費451万3,000円の減額及び本町北コミュニティセンター外壁等塗装工事費530万8,000円の減額は、アスベスト飛散防止対策及び塗装工事に係る工期確保のため、実施時期を来年度に延期すべく、今年度予算から取り下げるものです。</p> <p>15ページに移ります。</p> <p>2款3項1目税務総務費の12節税務関係システム改修委託料730万5,000円の増額は、共通納税拡大及び連結納税制度見直しに伴うシステム改修を実施するため、計上するものです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>3款1項2目障害者福祉費の22節国庫返還金421万1,00</p>
--	--	--

		<p>0円の追加は、令和3年度障害者自立支援給付費負担金等の精算に伴い、計上するものです。</p> <p>19ページに移ります。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の18節子ども・子育て支援交付金新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金1,095万円の追加は、国・県・町の財源負担により、児童福祉施設が感染症対策を図りながら、業務継続をするに当たり、必要な経費を助成するため、計上するものです。</p> <p>また、保育対策総合支援事業費補助金780万円の追加は、国庫補助により、児童福祉施設の感染予防対策を推進するため、計上するものです。</p> <p>また、19節青森県子育て世帯臨時特別給付金1億1,167万5,000円の追加は、県の新型コロナ対策事業として、物価高騰に直面する子育て世帯に対し、児童1人当たり2万5,000円を給付するため、計上するものです。</p> <p>22節国庫返還金1,565万6,000円の追加は、令和3年度子ども子育て支援交付金等の精算に伴い、計上するものです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目予防費の18節HPVワクチン接種補助金302万円の追加は、自費でHPVワクチンの接種を受けた方に対し、その費用を助成するため、計上するものです。</p> <p>22節国庫返還金1,542万4,000円の追加は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の精算に伴い、計上するものです。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>6款1項2目農業総務費の18節農業者物価高騰等対策給付金2,750万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格高騰の影響を受け、経費負担が増大した農業者に対する給付金を計上するものです。</p> <p>6款1項3目農業振興費の18節スマート農業導入支援事業費補助金1億2,120万4,000円の追加は、国庫補助事業として、農業者等が行うスマート機械の共同購入等を支援する補助金を計上するものです。</p> <p>6款1項4目畜産業費の18節家畜飼料高騰対策給付金420万</p>
--	--	---

	<p>5, 000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、家畜飼料高騰の影響を受け、経費負担が増大した畜産農家に対する給付金を計上するものです。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>6款3項1目水産業総務費の18節水産物プレミアム販売事業費補助金200万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、漁協と連携して実施するホッキ貝プレミアム販売事業への補助金として、計上するものです。</p> <p>また、漁業用燃油高騰対策給付金144万8,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格高騰の影響を受け、経費負担が増大した漁業者に対する給付金を計上するものです。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の18節原油価格対策運送事業者等補助金875万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格高騰の影響を受け、経費負担が増大した運輸・観光事業者に対する補助金を計上するものです。</p> <p>7款1項3目観光費の18節まつり団体支援事業費補助金410万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、百石まつり・下田まつりの中止に伴う代替イベント等に係る補助金を計上するものです。</p> <p>7款1項4目観光施設費の14節白鳥の家デッキ解体工事費473万円の追加は、腐食した白鳥の家外部デッキを解体・撤去するため、計上するものです。</p> <p>27ページに移ります。</p> <p>8款2項1目道路橋りょう維持費の14節町道維持補修工事費300万円の増額は、支出見込み額の精査により、計上するものです。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費の14節町道整備工事費1,450万円の増額は、追加実施分として、根岸10号線ほか1路線及び青葉一丁目地区道路の工事施行のため、計上するものです。</p> <p>また、交通安全対策工事費400万円の増額は、通学路の安全対策として、木ノ下西線のカラー舗装工事施行のため、計上するものです。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>18節の私道整備補助金500万円の増額は、鶉久保山地区に係る申請により、計上するものです。</p>
--	---

		<p>9款1項1目非常備消防費の1節消防団員年額報酬682万1,000円の増額は、さきの議案第57号でご審議いただきました消防団員報酬の改定に伴い、計上するものです。</p> <p>29ページに移ります。</p> <p>9款1項2目消防施設費の14節下田第3分団拠点施設外壁等塗装工事費58万3,000円の増額及び百石第5分団拠点施設外壁等塗装工事費210万1,000円の増額は、アスベスト飛散防止対策工事費として、計上するものです。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>10款2項1目小学校の学校管理費の14節木内々小学校講堂修繕等工事費558万8,000円の追加は、講堂内のバスケットゴールを改修するため、計上するものです。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>13款1項1目予備費1,000万円の増額は、8月の大雨に伴う予算充用の状況を踏まえ、今後の緊急対応に必要な予算を確保するため、計上するものです。</p> <p>主な歳出の説明は、以上になります。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明します。</p> <p>ページが前に戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>1款1項町民税5,296万3,000円の増額及び1款2項固定資産税6,563万6,000円の増額は、賦課額決定により、計上するものです。</p> <p>10款1項地方特例交付金745万4,000円の増額は、交付額決定に伴い、計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>11款1項地方交付税1億4,044万9,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴い、計上するものです。</p> <p>15款1項1目民生費国庫負担金の2節障害児入所給付費等負担金(過年度分)800万8,000円の追加は、前年度の精算に伴い、計上するものです。</p> <p>15款2項1目総務費国庫補助金の1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,528万9,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業費分に対応し、計上するものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>16款2項2目民生費県補助金の4節子育て世帯臨時特別給付金</p>
--	--	---

	<p>給付事業費補助金1億1,286万4,000円の追加は、歳出の3款2項1目児童福祉総務費に計上しました青森県子育て世帯臨時特別給付金に係る県補助金として、計上するものです。</p> <p>16款2項4目農林水産業費補助金の1節スマート農業導入支援事業費補助金1億2,120万4,000円の追加は、歳出の6款1項3目農業振興費に計上しましたスマート農業導入支援事業費補助金に係る県経由の国庫補助金として、計上するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1億8,840万2,000円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整として、計上するものです。なお、補正後の予算額は1億7,228万1,000円となり、予算ベースでの基金残高は、年度末時点で22億242万円となる見込みとなっております。</p> <p>次に、19款2項7目公共施設整備基金繰入金900万円の増額は、歳出の2款2項1目企画総務費に計上しました木ノ下児童センターみらい館前用地の取得費に充てているため、計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>20款1項1目前年度繰越金5,534万6,000円の増額は、令和3年度決算に伴い、計上するものです。</p> <p>22款1項1目一川目地区生活会館塗装事業費適正管理推進事業400万円の減額及び本町北コミュニティセンター塗装事業債適正管理推進事業470万円の減額は、歳出の2款2項2目町活性化対策費に計上しました塗装工事費の減額に伴い、計上するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>22款1項7目臨時財政対策債3,238万2,000円の減額は、発行可能額の決定に伴い、計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は、以上になります。</p> <p>ページが少し後ろに飛びます。35ページからになります。</p> <p>こちら35ページから38ページは、給与費明細書になります。</p> <p>人件費に係る今回の補正内容を反映した調書となっております。</p> <p>次に、39ページから41ページは、債務負担に関する調書であり、こちらが一番下にみなくなる館等指定管理料（令和5年度～令和9年度）というものを追加するものです。</p> <p>次に、43ページ及び44ページは、地方債に関する調書です。</p> <p>こちらは歳入の調査に係る今回の補正内容を反映しております。</p>
--	--

答弁の追加	樽山副議長	<p>最後に、45ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、主な個別説明を掲載しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	樽山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。14時50分までといたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時32分)</p>
	樽山副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時51分)</p>
	樽山副議長	<p>ここで、総務課長より、8番、平野敏彦議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>議長のお許しをいただきまして、先ほどの議案第56号のときに答弁漏れがありまして、今お答えいたします。</p> <p>夫婦の育児休業のとり方の関係でございます。同じ職場であっても、違う職場であっても、同時取得または交代取得もいずれも可能でございます。</p> <p>あと、ただ回数制限そのものは、公務員の場合は、3歳までの間に2回というものがございまして、民間の場合も、一応2歳までの間に2回というものがございまして、それぞれの職場で2歳を超える分は、それぞれの職場で取り扱いを定めているということになりますので、それらの制限の中で、育児休業をとることになります。</p> <p>以上であります。</p>
	樽山副議長	<p>続いて、町民課長より、2番と8番、川口弘治議員、平野敏彦議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>町民課長。</p>

<p>答弁の追加</p>	<p>町民課長 (松山公士君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席) 檜山副議長</p>	<p>先ほど議案第58号の印鑑条例の一部を改正する条例について、コンビニ交付の件で、マイナンバーを他人が使って証明書を取得できるかというご質問を、川口弘治議員と平野敏彦議員からいただきました。</p> <p>調べてみましたところ、結論から言うと、可能だということでございまして、国のQ&amp;Aを見ますと、基本は自分でちゃんとそういうものを管理して、他人に渡さないようにということで、厳重に管理してとだけ書いてありまして、それ以外は特にないということで、可能だということ、以上で、答弁ができなかったことをお詫び申し上げます。</p> <p>日程第11、議案第60号についての説明が終わりましたので、これより歳入全般について、質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算(第2号)説明書、3ページから9ページになります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>歳入全般の質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第6款農林水産費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書11ページから25ページになります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は衛生費、保健衛生費、予防費HPVワクチン接種補助金のことでお伺いいたします。</p> <p>ワクチンの積極的な勧奨を控えていた時期に接種を見送り、対象期間を過ぎ、自費でワクチンを接種した方に対し、費用を助成するための補助金を計上と、48ページのところで説明があります。</p>

		<p>このHPVというのは、どういう病気に対応するためのワクチンなのか。誰が対象になっているのか。これらについて、私、分かりませんので、説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、同じ48ページのところですけれども、6款1項3目スマート農業導入支援事業費補助金1億2,100万円、これはさっき収入でも説明したけれども、国から県を経由して交付されるということで、この農業者等がスマート機械の共同購入、ここに十和田おいらせ農協とありますけれども、この事業の内容について説明をいただきたいと思います。6款まででしたね。この2点です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>それでは平野議員から、HPVワクチン接種補助金についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。</p> <p>HPVとは、ヒトパピローマウイルスのことでありまして、こちらのウイルスに感染すると、子宮頸がん等のがんの要因になります。</p> <p>こちらについては、平成25年から定期接種がされたんですけれども、すぐさま接種した児童の副反応・副作用等に、急遽積極的勧奨の一時差し控えについて、国から差し控えるよう指示が出されております。その後、接種勧奨は控えていたところです。</p> <p>改めてこちらのワクチンについては、小学校6年生から高校1年生までの女性が接種対象となっております。</p> <p>この平成25年以降、接種勧奨の差し控えによりまして、接種機会を失った、そのときの小学校6年生から高校1年生の女の子が、定期接種の対象にならなくなったことによって、自費で接種をしなければならなくなったと。そういったことに対して、接種機会を改めて提供するために、町で補助金を出して、接種を促すというものであります。</p> <p>もし答弁漏れがありましたら、改めて聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、6款1項3目の農業振興費のスマート農業の導入支援事業の補助金のことでの答弁をしたいと思います。</p>



		<p>この補助金につきましては、国のポストコロナを見据えた加工・業務用野菜等の需要増加の対応ということで、生産性の向上に資するスマート農業の導入を支援する事業となっております。</p> <p>今回十和田おいらせ農協の野菜部会の部員の方たちが、野菜の機械を共同で購入して、今回この支援を受けるということで、町が間に入っているものであります。</p> <p>機械の内容につきましては、一括して購入・発注するという形になりますので、ニンジンの収穫機と大根の収穫機を、それぞれ13人の農業者と12人の農業者の方が、今回の共同購入への補助金に手を挙げているという状況になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今説明でHPVワクチン、これについては、小学校6年生から高校生までの女性の子宮頸がんに関わる部分のワクチンで、受けられなかった人について、町の財源で対応しますよというの理解できました。</p> <p>実際受けていない人というのは、把握というのは、ちゃんとなされているのか。受けられなかった人に対するフォローというのは、どういう形になっているのか。この2点お知らせいただきたいと。</p> <p>それから、6款1項のスマート農業ですけれども、簡単に言えば、ニンジン・大根の収穫機、掘り取り機かと思えますけれども、ニンジンだと13台、大根の掘り取り機が12台ということで理解しているのか。</p> <p>おいらせ農協の管内ということは、おいらせ町の管内の農家ということと理解しているのか。ひとつ、そこをもう1回補足お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>HPVワクチン、子宮頸がんワクチンですね。そちらの対象者数については、現段階ではトータルで1,114名と見ております。</p> <p>この中には、現在定期接種の対象となる方も含まれておりますので、キャッチアップ接種の対象については800名ほどと見込んで</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>おります。</p> <p>こちらの方については、町広報やホームページで周知するほか、個々に勸奨通知を送り、接種を促していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>農業水産課長。</p> <p>では、お答えします。</p> <p>今回の十和田おいらせ農協さんの対象になっているのは、ももし・下田支店の農家さんがそれぞれ対象になっておりまして、先ほども言いましたように、ニンジンの収穫機と大根の収穫機を、それぞれ購入するということになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>8番。いいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>1点だけお願いします。</p> <p>14ページ2款の総務費の中で、中ごろに一川目地区生活会館の外壁の塗装工事費ということで、450万円減額になったわけですけど、私てっきりこの前うちの会長から聞いたら、使うと返事があったということで、それが披露されたものですから、てっきりそのまま進行かなと思いましたが、減額になった理由というのはどうということなのか。教えていただけますか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>一川目地区の生活会館については、今年度塗装工事を予定しておりました。</p> <p>ただ4月から、アスベストの対策が出てきまして、6月補正において、アスベスト調査の委託料を、予算措置をして、その調査を行いました。そうしたところ、軒天からアスベストが出てまいりまして、業者によりますと、1回撤去して、張り替えたほうが良いとい</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>うことになりました。</p> <p>工期を考えたときに、アスベストの除去工事をして、張り替えて、その後に塗装工事に入るといことで、年度内には終われない公算が大きくなりましたので、今回取り下げをしまして、来年度実施に向けて、今進めているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>アスベスト撤去して、また塗装もするというこことで、当初よりはかなりの財政負担が増となるというこことで、使われているというここのあれだったけれど、使われているということは、新旧、新を使うのは主体だけれど、旧を使うか、新を使うかというこことで、こうやって旧使ったといえは旧使ったというんだけれど、新旧一緒にやるような行事は、はっきり言って存在すると思われないうし、そうして両方使って、それこそ両方使われたんだよという実績はないと思いうんだ、私。</p> <p>だから、どちらか使えば済むことなうだけれど、今新しいのがあるわけだから、新しいのを普通に使っていけば、全て使えるというこことなのうに、まだこうしてやるというこことであれば、ちょっとこれはやっぱり無駄でないうのかと。それよりも厨房の関係だとか、この前話に出たけれど、そっちでやってくれればいいものをと、私は思いうます。両方使って手狭だというこことであれば分かるけれど、両方使うこことはないうし、片方どちらか使えば、新しいのをずっと使っていけば、何らいいことだよ、これ。使われているというのうは、新しいところ使わないうで、古いところを使うから使われているというこことなるけれど、そういう実績を、どういふふうにして、役に立つか考えて、実績がどうなっているのか分からんけれど、そういう現状にありながら、またアスベストをとって、張り替えしてと。ちょっと理解いかないう。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>3月の予算のときに、無駄ではないかというこことでお話があり、その後、町内会長とも話をして、町内会で使うというこことで、塗装</p>

	(田中淳也君)	<p>工事を進めることにしております。</p> <p>今回のアスベストの件もあって見送ったんですけども、無駄ではないかということなんですけど、新しいほうだけ使うということになると、厨房等がないというのもありますし、今後どう、例えばその新しいほうだけ使う場合に、古いほうをどうするのか。まだ耐用年数も残っている。新しいほうに厨房等の設備を追加するときにお金もかかる。そういうことも考えて、総合的には今のまま使うということで、そうしているところでございますので、それでご了承いただきたいと思います。</p>
質疑	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>ご了承といっても、なしで済ませることができる。適正管理何とかという事業なんでしょう。そういう、それこそ名称を伏せながら、なしで済ませることもできるものを、わざわざそういうお金をかけてというのは、どう見ても納得できないな。本当に無駄でないの。しゃべっても、無駄でなければ、それでいいけれど、2つあるんだから2つ使って、結構2つ使うときがあるよということであればいいんだけど、そんなことはあり得ないんだから。新しいのをずっと使っていけば新しいのでいいし、新しいのを使わないで、古いのを使ってやる行事、たまたま並べて、「使っています」と言ったって、そんなの普通の常識で考えられないな、金の使い方として。その辺もっと、一川目の役員と話しした、西館が反対したとはっきりしゃべってもいいですから。</p>
答弁	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>以前に同じような質問を、西館議員からいただいて、確かに効率的なものを考えていきますと、新しいほうに厨房施設を設けたほうが使いやすいのではないかとということで、その辺のところは、町内会長と一度話し合っただけで決めたことと答弁したことがありますけども、今またこのようにして、アスベストが見つかったということで、そのアスベストを除去する費用、それから新しく塗り替える費用等々を考えると、議員おっしゃるとおりのことも一理あると考えておりますので、いま一度、町内会長と話してみたいと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>以上です。</p> <p>3回、もう終わったと思います。 ほかにございませんか。 馬場議員。</p> <p>座ったままで、お尋ねさせてください。 今のところに関連してなんですけれども、旧百石町と下田町が合併しておいらせ町となったのは、平成18年の3月1日です。そこから数えますと、もう既に16年経過しているんですが、この両町の町内会が利用する施設の維持管理の費用の負担については、依然として、旧下田地区は、町内会に補助金を町が支援する形で、地元の負担があるんですが、この制度はいつになれば統一されるのかお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。 全てが補助金ということではないんですけど、基本的には町有の持ち物は町で負担をしております。数でいくと、旧百石が、そういうことでは数が多い。下田は町有が少ないということで、そういうイメージがあるかと思いますが、一応町有じゃないところには、それなりの補助金を出して、実施をしているというのが実情であります。 それを全部一律に統一というのは、施設の耐用年数ということもありますし、なかなか難しい状況であるということで、いつまでに統一ということは、今現段階では答えるのが難しい状況です。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>それではお伺いしますけれども、現在町が所有している町内会施設、いわゆるその地域の集会施設は、旧百石地区に幾つあって、旧下田地区に幾つかるのか教えてください。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君) 檜山副議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。  今、手持ちに資料ないので、すみません、お答えできません。  3番。  では、町内会が管理している集会施設は、百石町に幾つあって、下田地区に幾つかあるのか。これぐらいは分かりますでしょうか。分かりましたら。もし分からなければ、後日資料としていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君) 檜山副議長 (議員席) 檜山副議長</p>	<p>まちづくり防災課長。  資料、今ここに持ち合わせていませんので、後日馬場議員に報告したいと思います。  ほかにございませんか。  <b>**なしの声**</b>  なしと認め、第1款から第6款までの質疑を終わります。 次に、第7款商工費から第13款予備費までの質疑を受けます。 給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書を含みます。 説明書25ページから44ページになります。また、議案書28ページから29ページの第2表債務負担行為、第3表地方債補正も含みます。 質疑、ありませんか。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>1点だけ、観光費、26ページ。先ほど財政管財課長の説明によりますと、新型コロナの関係で、まつりが中止になったという話で、代替事業として410万円を予算化したと。このまつりなんですけれども、三沢まつりは行っております。八戸祭りも行っております。六戸まつりも、話を聞いたら、縮小して行っているということで、もうコロナの関係で、イベントが少なくなっているような気がしま</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p>	<p>す。恐らく鮭まつりも、今年も無理でしょうと私は思います。</p> <p>そうして、今教育委員会で行おうとした町民駅伝大会、応援できますかと聞いたら、1チームも参加チームはございませんと。そういうことで、今年は町民駅伝中止になりましたと。</p> <p>要するに、2年も3年も中止にしていると、だんだんに遠のいていくんですと、私は思います。このまつりも、3年も4年も中止すると、果たして復活できるのかなと心配しております。</p> <p>ということで、地元の意向もあるでしょう。旧百石、旧下田の団体の意向もあるかも知れません。しかしながら、あらゆるものを縮小する。中止する。これでは、私、町の活性化につながらないと、こう考えています。</p> <p>なぜ他の町村で実施している。八戸祭りも……やっていますよ。なぜこの祭りが、やっぱりやれないのか。やらざるを得ないのか。その説明をお聞きしたいと思います。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>議員ご質問のなぜまつりができないかという点についてですが、まず百石まつり・下田まつり、両まつりありますが、百石まつりについては、そもそも神社の付け祭りということで、神社で行列を組まないという想定だということが第1点。そしてまた百石まつりは、山車組が10あるんですが、そのうち自主制作しているのが3つで、7団体は八戸から借りてきているということで、やはりパレードするのは難しいということでした。</p> <p>また下田も、こういったコロナの状況で、コロナ対策をしながらというのが難しいということと、会社からもなかなか許可が下りないということで、いずれも山車組の方々とお話をして、どういった状況でしょうかということでお話を聞いて、中止を決定したものでございます。</p> <p>また今回、先ほどお話ししたとおり、六戸さんうちと同じように、山車引いておりませんし、八戸も限定1台だけの山車を引いて、代替イベントということで行っております。</p> <p>当町も10月1日ですけれども、山車組から要望がありまして、つくる技術、あるいはお囃子等の伝承のために、何かやりたいということで、代替のイベントをやる想定をしております。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>長年中止すると、熱気も冷めてくると思いますので、神社は行列を組まない、パレードはやらないということで、まつりを断念せざるを得ないという状況にあるということで、今年もまつりを中止しますと。</p> <p>どうですか、正直言って、下田まつり・百石まつりの復活は可能ですか。今後やるという地元の意欲はまだありますか。その点お伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>実際には代替イベント、14団体中6団体が参加予定しておりますが、その中で山車製作しているところ、全部で7団体あるんですが、そのうちの4団体は山車を制作して、引くことはしませんけれども、伝統を継承するために、山車をつくるということまでやっておりますので、何とかそこら辺で、来年度に向けて取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>いいですか。</p> <p>4番、澤上議員。</p> <p>さっき松林議員が質問されて、団体が6団体参加ということのかな、代替イベント。今まで7団体だったということですけども、1団体減ったというのは、理由があったら教えてください。それから1団体について、大体幾らの補助金もらっているのか。</p> <p>次に、観光施設費の白鳥の家デッキ解体工事費ですけども、これはただ解体して終わりですか。それとも解体して、新しくするという考え方ですか。その2点、お願いします。</p> <p>商工観光課長。</p>



答弁	商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>まず1点目の7団体というのは、自主制作が下田と百石で7団体ありますよというお話で、そのうち今回の代替イベントでは4団体が山車をつくるということで、6団体というのは、お囃子とかも含めて参加するのが6団体ということでございます。</p> <p>報奨金につきましてですけれども、まず全団体に5万円、これは太鼓の保険とかにお金がかかるけれども、片づけ等ができないので、そういった補助をしてほしいといったところ。そして6団体がお囃子等で参加しますので、そこにはさらに10万円。先ほど言った4団体、山車をつくるというところには、さらに50万円ということで、最大65万円の補助を見込んでおります。</p> <p>あと、白鳥の家でございますが、デッキは解体・撤去をするという工事になります。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	4番。
質疑	4番 (澤上 訓君)	<p>山車は分かりました。何か数字が合わないなと思って、今。分かりました。</p> <p>白鳥の家のデッキなんですけれども、これは、今後は新しいものに替えていくということではないですか。全然つくる気がないということですか。</p>
	檜山副議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>2階部分のデッキについては、利用率等も含めて、極めて低いということでしたので、さらに新たにつくると、二千数百万円のお金がかかるということでしたので、今回撤去だけということにしております。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>いいですか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p>
質疑	3番 (馬場正治君)	お祭り・イベント関係についてなんですけれども、今月の18日日曜日ですが、本町地区の中央公園において、有志によるまちづく

<p>答弁</p>		<p>り活性化のイベントが行われることはご存じだと思いますけども、町がイベントを主催するのは、やはりこのご時世、コロナ禍の中で、積極的に行うことは非常に難しいと思いますけども、こういった一般の民間の人が、少し元気にしたいということで行うイベントに対しての町の支援体制というか、応援してあげることについて、今、町長はどのように考えているか。</p> <p>私も相談されたので、お金が必要だったら、寄附出すから来てくださいとお話はしています。バンド出演とかいろいろ企画して、生バンドのどれを出そうとか、みんなで相談しているようなんですけども、その考え方について1つ。</p> <p>それと、10月1日の土曜日の夕方6時から、秋祭りの代替イベントとして、イオン下田の北駐車場で、山車の展示とお囃子の競演会が実施されます。これは下田タウンの社長であるイオン下田の店長らで組織する地域振興協議会と、おいらせ町観光物産協会の共催という形で行われるわけですけども、従来、3年前までは、このイオン秋祭り山車夜間運行というのに合わせて、花火が打ち上げられていたんですね。すばらしい花火でした、音楽が入って。</p> <p>これが今回は行われなという話を商工会の会議で聞きました。これに対して、町が応援する意味で、何とか町で出すから、花火を入れてほしいということを申し出ることができないかどうか。この2点をお伺いしたいと思います。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
	<p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>まず9月18日のイベントについてですけども、百石まつりの発起人の人たちが言うには、百石まつりの代替イベントだということで、18日に実施するというので、当課のまちづくり支援事業の助成金に申請を出してあります。</p> <p>それを審査しまして、やることはいいことだということで、助成金の支援をするということで決定をしております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>政策推進課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>馬場議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>10月1日の代替イベントにおいて、花火を打ち上げることができないのかというようなことのご質問でございました。</p> <p>これにつきましては、これまで地域振興協議会で行っていた秋祭りの際の花火の打ち上げにつきましては、下田タウンで全て経費を持って、打ち上げをしておりました。</p> <p>今年度も代替イベントをするに当たって、花火の打ち上げということは、下田タウンでも考えていたようにございますけれども、イオンモールの施設の防火体制の関係で、そもそもあの施設内で、今年度に関しては、花火の打ち上げはできないということで、大変残念だということで受けております。</p> <p>仮に、タウンさんで経費的な関係で打ち上げができないということであれば、昨年度もコロナの交付金を活用して、1月8日に花火を、打ち上げをしておりますけれども、そういうような応援なり、経費の一部負担というのは可能だったかとは思いますが、そもそもイオンモールの施設の関係でということでしたので、今回は残念ながら打ち上げできないということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長  6番 (田中正一君)</p>	<p>6番、田中議員。</p> <p>今、皆さんからおいらせ町のイベント、様々お話、聞きましたけれども、私もそう思うんですね。これ1回でも休めば、大変なことだと思うですよ。これは大変なことだと、これは私ばかりではないと思うんですよ。みんな心配しているんです。</p> <p>私も鶏舞・獅子舞の様々、会長もやっているんですけども、子どもさんが育っていかない。今年6年生になっている生徒が、去年5年生で舞って、今回6年生でみんな中学校さ行く。その前に教えていけば、3年前に教えていけば、私たちもコロナ禍で何とも言えない。やれるとも、やるとも言えない。やれないとも言えない。このままだとだめだということですね。</p> <p>だめだということで、去年から始めました。教育長も覚えていると思うんですけども、「やるな」と言ってもやらなければ、これが自然と衰退していく。分かるかな、伝統芸能やっている人たちの気持ち。コロナ禍でなければ、私も何とも言わないんですけども、や</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>やっぱり我々この文化財を残していくという立場に立っている人は、どれだけの苦勞をして、並大抵でない子どもたちを教育して育てているということを、皆さん知っていますか。やっぱり、ときには羽を伸ばさせて、イベントなんかにも出してやりたいと思っているんですよ。そこを町の商工観光課もどう考えているか。ちょっと話を聞きたいと思っていました。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>今のご発言ですけれども、山車組からも、やはりお囃子等絶やしたくないということで、子どもたちに教えたいということで、お話は確かにありました。</p> <p>当町と言いますか、こちら側としても、最初からまつりを中止にするという話は一切しておりませんで、どうしますかということでご相談を差し上げたところ、やっぱりできないと。</p> <p>ただ、伝統だけは守っていききたいということで、今回補助金を出して、お囃子やる場合には、10月1日ですけれども、補助金を出して、何とか子どもたちに教えて、発表の場を設けてあげたいということで、10月1日に設定したものでございます。</p> <p>決して、町として、イベントとかを抑えたと、観光物産協会として抑えたということではございませんので、そこはご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>6番 (田中正一君)</p>	<p>田中議員。</p> <p>私は誰も抑えたとかと言っていません。ただ、これはあくまでも、頑張って鶏舞なら鶏舞を続けて、まず習っててくださいというのであれば、そうしたらいかにして子どもさん教えて、どこで発表するかと。子どもさんたち、今まではユートリーでもあったんですよ。お盆過ぎると、もう楽しみなんですよ、子どもたちが。下田の鶏舞は一番だなど、ユートリーにいでもみんなに言われて、子どもがここにこして来たものです。商工観光課の課長も覚えているとおり、自分の子どもも、たしか跳ねて、なかなか私はいい鶏舞だったなどと、こう思っていましたけれども、やっぱり子どもさんたちも発表すると</p>

質疑		<p>ころなければ、幾らおやつ与えても、なかなか思うようにやってくれないと言えはおかしいんですけども、このごろ私も怒れなくなって、子どもを自由にさせています。</p> <p>ただ、やっぱり若い人たちが一生懸命教えて、何とか発表する場所がないのかということで、いろいろ言われて、これまでも来たんですけども、とにかくこのコロナには、私も立ち向かっていく勇気もないし、もし万が一、子どもさんたちがみんなかかったとなれば、大変だなと思っていますけども、まずやれるんだったらやりましょうよ。伝統芸能が廃れてしまいますよ、これ。おいらせ町の指定受けても、何受けても、やる人なくなれば終わりです。ひとつよろしくその点、何もあとはいいいですから、言いたい分言わせてもらいます。金もぜんこも何も要りません。ただ、子どもさんたちが一生懸命跳ねる姿を見て、大きくなってく姿を見て、私も年とっていきいたいなど、こう思っていますので、ひとつよろしく、今後ともお願いしたいと思います。</p>
	<p>檀山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>8番。</p> <p>私は今の質問に関連して、7款1項3目のまつり団体事業費補助金について質問させていただきます。</p> <p>これ見ますと、代替イベント参加活動費で上限10万円、それからさっきの説明ですと、維持管理費5万円、これは山車組と。それから参加するのは個人負担ということですけども、維持管理の5万円というのは、これはうちの町内会もそうですけれども、大太鼓、小太鼓、そういう保険、それからいろんなものをすれば、持ち出しが結構あるんですよ。これがもう2年、今年で3年、全然こういう助成がなかったわけで、今5万円というのは、どこを根拠にしているのかなという。積算の根拠がよく分かりません。私は維持管理については、もっと出てくるんじゃないかと思って、期待してあったんですけど、なぜ5万円なのか。どこを根拠にしているのか。これまず1つお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、代替イベントに参加しなければ10万円もらえないというのは、例えば、今話があったんですけども、質問の中で、休止になる。ならなくても、囃子とかそういう成長の部分を経験と、継</p>

<p>答弁</p>		<p>承するということでは、各山車組にいろんな子どもたちを集めて、練習させる機会をちゃんと設けてほしかったなど。そのために、10万円の補助は生かしていったら、次につながるのではないかなという思いがあったんですけども、これ見ますと、ただ維持管理の部分だけで、10月1日に出てこないのはそれで終わりということであれば、子ども同士の連携も生まれなし、今話したように、上下の関係、3年間もブランクが出てくれば、容易に、太鼓とかそういうのを、後継者をまた新たにつくっていくような形になります。ですから、その辺はもっと配慮したのか。この辺の根拠をちゃんと説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それから9款1項の消防費のところ、さっき話した単行案で、処遇改善がなされるということですが、消防の中で、この前の新聞では、7月3日ですか。消防団の報酬直接支給70%ということで、団員に直接振込口座をつくらせているのか。団で管理をして、いろんなのに利用しているのがまだあるよという新聞記事がありました。これは当町はどういう実態になっているのか。これを説明していただきたいと思います。この2点。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>商工観光課長。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>まず祭りの助成の5万円の根拠ということですが、先ほど平野議員おっしゃったとおり、保険代とか、あるいは電気代とか、その辺のところを考慮してと言いますか、団体さんから聞いて、説明して、この5万円かどうかということ、お話をさせていただいて、この金額にしたということでございます。</p> <p>また代替イベントに参加しない、練習だけでもということですが、結果代替イベントに参加できなくても、練習していただいて、やはり代替イベントを目指していただくということでの10万円ということで、ご理解をいただいておりますので、そういった意味で、最初から練習だけというのではなく、やっぱり代替イベントに子どもたちが出て発表する場があるよ。それを目指しますよということで、出ていただきたいということでの10万円でございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>まちづくり防災課長。</p>	

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>報酬等の支払いの関係ですけれども、今年度消防団員全員に、口座登録をしてもらうようにしております。年額報酬、それから指導報酬、いずれも本人に支払うことにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>消防については、個人への直接支払いが徹底しているということで、確認をいたしました。</p> <p>あとは、お祭りのところですけれども、それを目標ということも大事だと思うんですけども、やはり継承するという基本的な考え方というのは、私は欠落しているんじゃないかと思いますが、続けていかなければ意味がないわけですから、やっぱりそういう部分では、町がそれなりに各町内、いろんな形でCMしていくという考え方がないと、なかなか復活は厳しいと思いますよ、私は。子どもたちにも、夢・希望、そういうものを持たせる意味でも、やはり町が応援しているんだよということを示してほしいと、私は思いますよ。ここもう1回。</p> <p>それからもう1つ、8款のところだと思うんですけど、公園関連がありますけれども、国道338に海浜公園入口とかという看板出ています。この海浜公園の管理はどういう形で、どこが所管して、どこに所属、関連する部分が計上されているのか説明していただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長  商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>榎山副議長</p> <p>商工観光課長。</p> <p>10万円の補助の関係ですけれども、そもそも代替イベントをやりたい。山車組からのご意見でした。全14団体が、代替イベントでお囃子の継承だけでもやりたいのでということで、ではそれに対して、10万円の補助をしますよということでのお話でしたので、そこで改めてお伺いしたら、やっぱり人集められないとか、親の賛同が得られないということで、山車組から出られないということで伺っておりますので、やはり出る団体、練習する団体に差上げると</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栞嶋泰幸君)</p>	<p>ということで、決定をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、海浜公園の管理についてお答えいたします。</p> <p>海浜公園なんですけども、管理は二川目にある、ちょっと名前は忘れちゃったけども、高齢者のおばあさん方の団体ですね。そちらに、公園のトイレの掃除とかを、年間維持管理、委託をお願いしておりました。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>私が言っているのは、山車組の意向で全て決めているような話ですけども、やはり町としての基本的な考え方を、きちっとつくってほしいということですよ。出られなければ金を出しませんとか、そうじゃなくて、やっぱりこれから継承していく町の考え方とすれば、今ある、参加している山車組をどうやって存続させるかという基本的な考え方をもって、役員もそうですし、子どもたちにも継承していく方法・手順、そういうものをちゃんと。イベントに参加する、しないじゃなくて、やっていくというのは、田中議員も言っている、私は同感ですよ。やっぱりそれが大事だと思います。ここ認識をひとつ新たにしてほしいと思います。</p> <p>海浜公園については、高齢者、二川目の老人クラブだったと思いますけども、前は1週間に1回清掃してあったんですけども、それが今予算的に削られたのか。1カ月に1回ぐらいかなと見ています。</p> <p>今トイレ等については、非常に利用する人が多い割には、清潔に保たれています。あの公園、手入れがほとんどなされていないんですけども、土曜になれば、少なくとも一番多いときで、私車数えたら30台、テントが12張りですか。釣り、それから今1人キャンプですか、そういうの。すごい人が来ているんですよ。なぜそうなのかなと思ったら、やっぱり国道にああいう案内標識があるし、トイレある。水がある。あとほかに何もなし。金を使わないから、来てるのかなという、私、逆に自分なりに解釈していますけども、それ</p>



		<p>がなくても、おいらせ町のイメージアップには役に立っているんだけど、利用するほうからすれば、もうちょっと草刈り、駐車して、そこにテント張るにしても、下地をちゃんとしてやったほうがまだいいのかな。</p> <p>これから秋になれば、今度例年ですと、米軍の家族が来て、また人が泊まる。毎年やっています。それから、鮭の捕獲シーズン、今月末になれば、盛んになってくれば、釣り人が朝もう4時半とか来ます。そういう中で、やっぱり来た人が、さすがという環境をちゃんとつくってもらいたい。</p> <p>私も朝たまに行きますけど、ウォーキングする人、これが朝の5時から、必ず今の堤防のところを……。</p>
質疑	<p>榎山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>歩いています。そういうことからいって、ぜひこの地域整備の予算を見れば、全然項目もない。決算にも出ていないんですよ。町長、ここもうちょっと金をかけて、バスケットゴールも、3on3も2台あるんですけども、ラインはない、ネットもない。使う人が今見れば、テープを買ってきて、コートをつくっているんですよ。あれだと、本当にいいのかな。やっぱりそういう整備を、ちゃんと手入れをして、町のイメージアップに努めてほしいなと思います。町長、よろしくお願いしますよ。</p>
	<p>榎山副議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>そうすれば、海浜公園の関係についてお答えいたします。</p> <p>確かに海浜公園、当初はオートキャンプ場ということで、役場の管理の外の中で、使用者の方がモラルを守って使っていただくという考え方で、整備後の管理しておりました。</p> <p>ただ今回、平野議員言うとおりの、あそこの海浜公園で、かつては砂浜祭りとか、そういうイベントもやっておりましたが、その後砂浜祭りなくなって、利用者も、その当時東日本大震災とかありまして、少ないなと思っていましたが、最近はやっぱりコロナの関係なのかキャンプ場の利用者とか、あとブームなのか釣りをやっている方とか、利用者の方が多いなとは聞いております。</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ですので、そういった利用者ニーズに合った管理の仕方ということで、来年度以降の予算の中で、検討させていただければと思っておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>1点だけお願いします。</p> <p>29ページの9款消防費ですけど、2目のところに消防団の拠点の施設アスベスト含有調査業務委託料ということで、幾らかのお金が計上されておりますけれど、先ほどこのアスベストの調査については、一川目のでもお話ししたわけですけど、アスベストに関しましては、発がん物質の最たるものということで、現に日本中で係争中の事案も何件かある。誰が見ても、もう一刻も早く撤去しなければならないというものなんだけれど、この建物を建てる必要が出てきた、また出てきたと。それに併せてアスベストの調査をするなんていうのは、これどうなっているんだと。公共施設のこういうことについては、今から半年以内に集中的に挙げてやってしまいますよという計画で、ばばばとやるとするのは、正当なやり方だと思うんだけど、私の見方が間違っているのかもしれないけど、これでいいんですかね。町のアスベストに関する考え方と、それから今後の完全撤去までの構想がどうなっているのか知りたいです。</p> <p>お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>予算に計上しているのは消防費でございますが、このアスベスト含有調査につきましては、公共施設マネジメントという、町の公共施設、統一した取組によって今実施しているものですから、当課で答弁したいと思います。</p> <p>そもそもこのアスベスト含有調査につきましては、国の建物の改修を行う際に、必ず届け出て下さいといったところが発端になってございますので、例えば9款1項に今、計上して、アスベスト含</p>

		<p>有調査業務委託料につきましては、来年度外壁等塗装工事をする予定の施設に向けた調査をその都度実施していくと。来年度の工事に向けての事前調査を、前の年の年度になっていくといったような全町的な取組の中でやっていくものでございます。</p> <p>もちろん西館議員のおっしゃるように、一気にやってしまうということも、考え方としてはあるんでしょうけども、ただその国の方針につきまして、改修の都度届け出なさいといったようなことでございましたから、それに対応するように、工事の予定に合わせて調査をするといった計上の仕方、当町はやっていくといったことでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>国の指針が改修の都度と言っているということであれば、アスベストなんて、別に騒ぐほども何もないのかと思いますね。いずれはやらなければならないことを、別に今やって、住民に安心を与えるというのも、行政の仕事じゃないですか。私は一挙という言葉はふさわしくないかもしれんけれど、計画的に、いついつまでにやりますよということでもって、住民が好ましくない環境に接することを幾らかでも短縮するという、そういう取り組む義務は、行政として当たり前だと思いますよ。国の指針は確かにそうかもしれんけれど、アスベストというものを考えれば、医学的に細かいことは分からないけれど、新しい建物については、少なくとも一切使用してはまかりならないということは、もうそれこそ事業者たちの中でも、周知の大事実であって、そういう環境にあるのに、その都度必要性が応じたから、調査しましょうという、そういう消極的な姿勢でいいのかな。どうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長  財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>アスベストでございますけども、具体的な年次は忘れましたが、それまでの建築物において、ありていに言えば、どの公共施設にも普通に使われている塗料とのことでございます。したがって、</p>

		<p>それを一気に調べて、一気に改修しようという、もちろんその考え方もあると、先ほども答弁したんでございますけども、そうなりますと、ほとんど全ての現存している公共施設が対象になってしまって、一挙にやってしまったところで、対策のしようもなかなか難しいといったことで、この通常の維持管理、長寿命化対策の中で、それと並行してアスベスト対策をするといったことでございます。</p> <p>なお、もちろん普通にアスベスト使われている建物、まだいっぱいあると言いましたけども、通常その状態にあるだけで害を及ぼすということではなくて、改修工事をするることにより、塗料とかに含まれるアスベストが飛散をするから危険だと。通常の状態にあって危険だということではなくて、工事に伴って、危険が伴うので、届け出が必要だといったようなことでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第7款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論は、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第60号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本日の会議は、これで延会したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>榎山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>(議員席)</p>	

延会宣告	檜山副議長	異議なしと認めます。 したがって、本日はこれで延会とすることを決定しました。
	檜山副議長	本日は、これで延会します。ご苦労さまでした。  (延会時刻 午後3時56分)
	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 .....

副 議 長 .....

署名議員 .....

署名議員 .....